

京 都 市 会 時 報

特 集 号

平成29年度回顧

京都市会事務局調査課

平成 29 年度を顧みて

平成 29 年 5 月にフランスで、エマニュエル・マクロン氏が、フランス史上最年少の 39 歳で第 25 代フランス大統領に就任し、同じく 5 月に韓国で、北朝鮮に融和的な文在寅氏が第 19 代大韓民国大統領に就任した。7 月には、核兵器の使用や保有、製造などを幅広く法的に禁止する「核兵器禁止条約」が、国連で 122 箇国の賛成を得て採択された。平成 30 年 2 月には韓国・平昌で、平和とスポーツの祭典、オリンピック・パラリンピック冬季競技大会が開催され、日本は計 23 個のメダルを獲得した。一方、5 月に、イギリス・マンチェスターのコンサート会場で自爆テロがあり 22 人が死亡、8 月にはスペイン・バルセロナで連続テロが発生し 15 人が死亡するなど、平成 29 年度も世界各地でテロが相次いだ。経済面では、平成 28 年秋頃からは中国経済に持ち直しの動きが現れ、アメリカ経済の企業部門に見られた弱めの動きも持ち直し、先進国を中心に生産と輸出が増加した。平成 29 年に入った後は、こうした貿易拡大の流れを受けて、一部に改善の遅れも見られたユーロ圏経済が年の半ば頃に回復の勢いが増すなど、世界経済の堅調な回復が続き、通年では、平成 28 年を若干上回る成長率となった。

国内では、6 月に、天皇陛下の退位に向けた「天皇の退位等に関する皇室典範特例法」が成立し、12 月に開かれた皇室会議での意見集約で「2019 年 4 月 30 日退位、5 月 1 日新天皇即位」の日程が固まった。また、6 月に、「共謀罪」の構成要件を改め「テロ等準備罪」を新設した改正組織的犯罪処罰法が成立した。7 月には、九州北部で「平成 29 年 7 月九州北部豪雨」が発生し、福岡、大分両県で多数の死傷者が出た。9 月には安倍総理が、消費税増税分の財源の使途変更等について、国民に信を問うとして、衆議院を解散した。10 月の総選挙の結果、与党が 3 分の 2 を超える議席を維持した一方、野党が分裂する動きが見られた。原子力発電関係では、10 月に原子力規制委員会が、東京電力柏崎刈羽原子力発電所 6, 7 号機について、新規制基準に適合していると判断した。福島第 1 原発事故後に定められた新規制基準に、東京電力の原発が合格したのは初めてである。その他、地方議会関係では、高知県大川村が、議員のなり手不足を理由に、村議会を廃止し有権者が予算等の議案を直接審議する「町村総会」の設置の検討を本格化させるなど、小規模自治体での議会制度の在り方が問われた。

京都市政を見ると、平成 29 年度は、大政奉還 150 周年、京都議定書 20 周年、子どもはぐくみ憲章 10 年などの節目の年度であった。文化芸術面では、東アジア文化都市 2017 京都の取組や大政奉還 150 周年プロジェクトに関する取組を行った。市民生活の面では、市民の安心・安全な食を守り、世界に誇る食文化を創造してきた中央卸売市場が開設 90 周年を迎えたため、これを記念し 12 月に「中央市場宣言」を行った。子育て支援では、4 月に、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し一層推進するため、「子ども若者はぐくみ局」を設置した。また、4 年連続で「保育所待機児童ゼロ」を達成した。環境政策の分野では、地球温暖化対策に関する人類史上初の国際的な約束である「京都議定書」誕生 20 周年とい

う節目を記念して、12月に地球環境京都会議2017(KYOTO+20)を開催し、「京都宣言」を発表した。観光の分野では、平成29年の宿泊客数が1,557万人を記録するとともに、観光消費額が1兆1,268億円となり2年連続で1兆円を突破し、いずれも過去最高となった。また、国際会議件数も初めて300件の大台を突破し過去最高となった。11月には、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図る施策に要する費用に充てることを目的に、「京都市宿泊税条例」を制定した。一方、平成30年2月には、増加する違法民泊に対処し、民泊等の適正な運営の確保を図るために、「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」を制定した。京都創生の分野では、4月に、文化庁の本格移転の準備等の業務を行うため、文化庁地域文化創生本部が開設された。

京都市会では、「見える市会」「伝わる市会」の実現を目指し、これまでからインターネットによる議会中継を実施してきたが、5月から、本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑の生中継及び録画放映について、新たに手話通訳を導入した。5月市会では、津田大三議長の退任に伴い第83代議長に寺田一博議員が、曾我修副議長の退任に伴い第92代副議長に久保勝信議員が、それぞれ就任した。また、通称を命名する権利（ネーミングライツ）について、市民の意見を的確に市政に反映させる観点から、その対象施設を定める場合に市会の議決を必要とするよう、京都市会基本条例の改正を行った。9月には、「子ども若者はぐくみ局創設を契機とする福祉と教育の融合策と平成32年度実施の新学習指導要領を見据えた、生きる力を育成する教育制度・教育実践の具体化」を調査テーマとする海外行政調査を実施した。9月市会では、削減した議員報酬を新入学児童生徒学用品費の入学前支給等の財源の一部として活用するよう、補正予算の修正案を議員全員で提案し、全会一致で可決した。加えて、予算・決算特別委員会局別質疑における審議について、働き方改革の観点から日程の見直しを行った。平成30年2月市会では、議員報酬の10パーセント削減措置を平成30年度も引き続き実施するため、京都市会議員の議員報酬の額の特例に関する条例の改正を行った。

市会改革の取組については、市会基本条例の検証・評価結果に集約し、今後の方向性も明らかにした。このことを踏まえ、市会改革推進委員会については、平成30年2月市会の最終本会議をもって、廃止した。

本書は、京都市会・京都市政の平成29年度を回顧し、この年度に起こった事柄の中からその主なものを取り上げて収録しています。参考資料として活用いただければ幸いです。

目 次

平成 29 年度を顧みて	1
第 1 議長及び副議長の選挙, 委員の選任等について	5
第 2 市会における取組等について	10
第 3 組織の一部改正等について	12
第 4 市財政について	33
第 5 「焼却灰溶融施設プラント設備工事」損害賠償等請求訴訟の和解について	48
第 6 京都市宿泊税条例の制定について	51
第 7 大政奉還 150 周年記念プロジェクトの実施について	53
第 8 京都市中央卸売市場の整備について	54
第 9 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の制定等について	56
第 10 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の制定について	59
第 11 交通事業における増収増客に向けた取組について	60
第 12 小中一貫教育の取組及び義務教育学校の設置について	63
資料	
第 1 平成 29 年度 市会本会議・常任委員会等開会数一覧	66
第 2 平成 29 年度 請願等受理及び処理件数一覧	67
第 3 平成 29 年度 市会本会議における議案審議件数一覧	67
第 4 平成 29 年度 月別・分類別蔵書数一覧	68
第 5 平成 29 年度 月別・分類別図書及び資料貸出状況一覧	70

第 1 議長及び副議長の選挙，委員の選任等について

1 議長及び副議長の選挙

(1) 議長の選挙

5 月 18 日の第 2 回定例会（5 月市会）の本会議において，津田大三議長の辞職を許可し，直ちに議長選挙を行った。

投票の結果，第 83 代議長に寺田一博議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
67 票	寺田一博議員	45 票	22 票

(2) 副議長の選挙

5 月 18 日の第 2 回定例会（5 月市会）の本会議において，曾我修副議長の辞職を許可し，直ちに副議長選挙を行った。

投票の結果，第 92 代副議長に久保勝信議員が就任した。

選挙結果については，次のとおりである。

投票総数	有効投票		無効投票
67 票	久保勝信議員	41 票	8 票
	北山ただお議員	18 票	

2 常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等

(1) 平成 29 年 2 月市会

3 月 24 日の本会議において，常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

ア 常任委員会の名称，所管及び定数

次のとおりとした。

名 称	所 管	定数
総務消防委員会	行財政局，総合企画局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文化環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教育福祉委員会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14
産業交通水道委員会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

イ 市会運営委員会の定数

従来どおり、15 人とし、非交渉会派（2 会派）の各 1 名をオブザーバーとして参加を認めることとした。

ウ 各委員会の委員の選任

常任委員会及び市会運営委員会の委員として、それぞれ別記 1 のとおり選任した。各委員会の正副委員長の互選は、3 月 24 日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において、別記 1 の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

(2) 平成 30 年 2 月市会

3 月 20 日の本会議において、常任委員会及び市会運営委員会の委員の選任等（改選）を行った。

ア 常任委員会の名称、所管及び定数

次のとおりとした。

名 称	所 管	定数
総務消防委員会	行財政局，総合企画局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会及び監査委員の所管に属する事項並びに他の常任委員会の所管に属しない事項	13
文化環境委員会	環境政策局及び文化市民局の所管に属する事項	13
教育福祉委員会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局及び教育委員会の所管に属する事項	14
まちづくり委員会	都市計画局及び建設局の所管に属する事項	14
産業交通水道委員会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	13

イ 市会運営委員会の定数

従来どおり、15 人とし、非交渉会派（2 会派）の各 1 名をオブザーバーとして参加を認めることとした。

ウ 各委員会の委員の選任

常任委員会及び市会運営委員会の委員として、それぞれ別記 2 のとおり選任した。各委員会の正副委員長の互選は、3 月 20 日の本会議終了後に議場で開催した合同委員会において、別記 2 の議員を議長が一括して指名推選する方法により行った。

3 特別委員会の設置**(1) 平成 29 年 2 月市会**

予算（決算）特別委員会に第 1 分科会，第 2 分科会及び第 3 分科会を置き，各分科会の所管及び定数は，次のとおりとすることとした。

分科会	所 管	定数
第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項	22
第 2 分科会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項	23
第 3 分科会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	22

なお，委員の選任等については，定例会（平成 29 年 5 月市会）以後，それぞれの本会議で委員会の設置，委員の選任及び議案の付託を行った後，当該委員会を開会し，正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については，別記 1 参照）。

(2) 平成 30 年 2 月市会

予算（決算）特別委員会に第 1 分科会，第 2 分科会及び第 3 分科会を置き，各分科会の所管及び定数は，次のとおりとすることとした。

分科会	所 管	定数
第 1 分科会	環境政策局，行財政局，総合企画局，文化市民局，会計管理者，消防局，選挙管理委員会，人事委員会，監査委員及び市会事務局の所管に属する事項並びに第 2 分科会及び第 3 分科会の所管に属しない事項	22
第 2 分科会	保健福祉局，子ども若者はぐくみ局，都市計画局，建設局及び教育委員会の所管に属する事項	23
第 3 分科会	産業観光局，交通局及び上下水道局の所管に属する事項	22

なお，委員の選任等については，定例会（平成 30 年 5 月市会）以後，それぞれの本会議で委員会の設置，委員の選任及び議案の付託を行った後，当該委員会を開会し，正副委員長の互選を行った（委員構成及び正副委員長については，別記 2 参照）。

(別記 1)

(平成 29 年 3 月 24 日現在)

委員会	市会改革推進委員会	常任委員会					市会運営委員会 (○印理事)	特別委員会					議長	津田										
		総務消防	文化環境	教育福祉	まちづくり	産業交通水道		予算	決算	副議長	曾我	監査委員												
委員長	自 田中(明)	共 赤 坂	公 大 道	自 棕 田	民 隠 塚	自 繁	自 吉 井	自 西 村(義)					正副団長 (○印団長)											
副委員長	共 井 坂	公 国 本	民 鈴 木	自 森 田(守)	民 山 岸(た)	自 平 山(た)	共 西 村(善)	公 西 山	自 加 藤(昌)	維 森 川	共 北 山	公 ひ お き	共 加 藤(あ)	公 湯 浅	民 安 井	公 平 山(よ)	共 ほ り	自 下 村(ひ)	民 山 本(た)	共 く ら た	自 し ま も と	共 民 産 公 明 民 進 日 本 京	○井上(与) 山本(恵) ○山中 井坂 北山 ○曾我 吉田 ○山岸 天方 ○宇佐美 ○江村	
定数	15	13	13	14	14	13	15	第1分科会 22	第2分科会 23	第3分科会 22	7	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6
自民	田中(明) 橋村 みちはた 棕田 吉井	しまもと 中村 橋村 森田(守)	田中(明) 西村(義) 平山(た) 吉井	津田 みちはた 棕山本(恵)	井上(与) 加藤(昌) 寺田 富	小林 村 下 中(た)	田中(た) ○橋村 みちはた 棕田 ○吉井	田中(明) 西村(義) 橋村 平山(た) 森田(守) 山本(恵) 吉井	井上(与) 加藤(昌) 下村 津田 富 中村 みちはた	小林 村 田中(た) 棕田	都市計画審議会委員(12)													
	井坂 加藤(あ) 西村(善) やまね	赤坂 加藤(あ) 樋口 山田	井河 合村 くらた 山本(陽)	井上(け) 本 西村(善) 山本(陽)	西野 森田(ゆ) やまね	北平 山	山井 中	○井坂 加藤(あ) 玉本 西村(善) 平井	赤坂 井坂 加藤(あ) 河合 樋口 山本(陽)	玉西 坂西 森田(ゆ) やまね 山本(陽)	井上(け) 野北 平山 山田 中	(任期:27.6.4~29.6.3 ※菅谷委員は28.11.1~)												
共産	井坂 加藤(あ) 西村(善) やまね	赤坂 加藤(あ) 樋口 山田	井河 合村 くらた 山本(陽)	井上(け) 本 西村(善) 山本(陽)	西野 森田(ゆ) やまね	北平 山	山井 中	○井坂 加藤(あ) 玉本 西村(善) 平井	赤坂 井坂 加藤(あ) 河合 樋口 山本(陽)	玉西 坂西 森田(ゆ) やまね 山本(陽)	井上(け) 野北 平山 山田 中	人権擁護委員(8)												
	かわしま 国本	国本 湯浅	本 大平山(よ)	道 西吉	山 かわしま 曾我	青 久 ひ	野 保 おき	国本 平山(よ) ○湯浅	国本 大道 平山(よ) 湯浅	かわしま 曾我 西 山田	青 久 ひ	野 保 おき	(任期:27.10.1~30.9.30)											
公明	かわしま 国本	国本 湯浅	本 大平山(よ)	道 西吉	山 かわしま 曾我	青 久 ひ	野 保 おき	国本 平山(よ) ○湯浅	国本 大道 平山(よ) 湯浅	かわしま 曾我 西 山田	青 久 ひ	野 保 おき	(任期:27.10.1~30.9.30)											
	鈴木 中野	山岸 天方	方 鈴木 山本(ひ)	隠塚 中野	野 中野	天方 ○安井	天方 山	方 山	隠塚 山本(ひ)	鈴木 中野	京都府後期高齢者医療 広域連合議会議員(4)													
民進	鈴木 中野	山岸 天方	方 鈴木 山本(ひ)	隠塚 中野	野 中野	天方 ○安井	天方 山	方 山	隠塚 山本(ひ)	鈴木 中野	繁、くらた 吉田、中野													
	森川	こうち 菅谷	菅谷 森川	宇佐美	森川	宇佐美	森川	宇佐美	こうち 菅谷	森川	関西広域連合議会議員(2)													
日本維新	森川	こうち 菅谷	菅谷 森川	宇佐美	森川	宇佐美	森川	宇佐美	こうち 菅谷	森川	富、井坂													
	森	大津 江村	江村 森	村山	村山	江村	江村	村山	大津 森	森														
京都	森	大津 江村	江村 森	村山	村山	江村	江村	村山	大津 森	森														
	無 1	0	0	0	1	0		0	0	1														
無 1	1	0	0	0	0	0		0	0	1														
無 1	豊田									豊田														
無 1	0	0	0	1	0			0	0	1														
無 1				やまず						やまず														

※予算(決算)特別委員会委員については、定例会(平成29年5月市会)以後に選任等を行った。

(別記 2)

(平成 30 年 3 月 20 日現在)

委員会	常任委員会					市会運営委員会 (○印理事)	特別委員会					議長	寺田															
	総務消防	文化環境	教育福祉	まちづくり	産業交通水道		予算	決算	副議長	久保	監査委員																	
委員長	共河	公曾	自しまもと	民山	自田中	自吉	自下					正副団長 (○印団長)																
副委員長	自田中(た)	民鈴木	自森田(守)	共赤坂	共玉平山	自みちはた	京森	共平井	公かわしま	共加藤(あ)	公吉田	民山岸	公青野	共樋口(恵)	自山本	民中山	共北山	自椋田	自山本(恵)	中山	井坂	北山	中山	青野	隠塚	山本(ひ)	江村	宇佐美
定数	13	13	14	14	13	15	67 第1分科会 22 第2分科会 23 第3分科会 22			7	7	6	京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)															
20	4	4	4	4	4	5	6	6	6	7		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
18	4	3	4	3	4	5	6	6	6	7		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
11	2	2	2	2	3	3	4	4	3	3		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
7	1	1	2	2	1	2	2	3	2	2		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
4	1	0	1	1	1	オブザーバー1	1	2	1	1		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
4	1	1	1	1	0	オブザーバー1	2	1	1	1		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
無1	0	0	0	1	0		0	0	1	1		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
無1	0	1	0	0	0		0	0	1	1		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																
無1	0	1	0	0	0		0	0	1	1		京都府後期高齢者医療 広域連合協議会議員(4)																

※予算（決算）特別委員会委員については、定例会（平成 30 年 5 月市会）以後に選任等を行った。

第 2 市会における取組等について

1 市会改革の取組

京都市会では、地方自治法の規定に基づく協議・調整の場として、市会改革推進委員会を設置し、議会運営のルール作りや開かれた市会の推進に関わる様々な事項について検討を行ってきた。

平成 29 年度は、前年度に確認した実施手法に基づき「京都市会基本条例の検証・評価」を行い、下記 2 のとおり結論を取りまとめた（平成 29 年 9 月 13 日に議長へ報告）。

市会改革の取組については、おおよそ、市会基本条例の検証・評価結果に集約されており、今後の方向性も明らかにした。このことを踏まえ、市会改革推進委員会については、一旦、協議・調整の場としての役割を終えたものと考え、平成 30 年 2 月市会の最終本会議をもって、廃止した。

2 京都市会基本条例の検証・評価

(1) 検証・評価の目的

- ・ 京都市会基本条例第 32 条において、同条例の施行後、その目的が達成されているかどうかについて検証することを定めている。このため、同条例の施行から一定期間が経過したことを踏まえ、京都市会では、市会改革推進委員会を中心に、平成 28 年度末までの京都市会の状況を対象として、平成 29 年 4 月から 8 月にかけて同条例の検証・評価を行った。
- ・ 評価に当たっては、市民福祉の向上と京都市の発展に貢献するため、京都市会及び京都市会議員がその役割を果たしているかどうかを検証し、その結果として、取組の充実や改善の必要性、また、条文改正の必要性を確認した。

(2) 評価の手法と基準

- ・ 条例の章単位又は内容ごとに評価項目を設定したうえ、評価シートを作成し、これに基づいて検証・評価を行った。
なお、条文の内容が目的、理念、京都市会のルール、別に定めがあることを示している場合は、当該評価項目については、評価になじまないものとして、評価の対象とはしていない（3 項目あり）。
- ・ 評価シートは、シート A とシート B の 2 種類に区分した。シート A は、具体的な取組実績に基づいた検証・評価がなじまない（又はできない）評価項目に関し、所感等を確認するために用いる評価シートであり、シート B は、具体的な取組実績に基づいて検証・評価を行うために用いる評価シートであり、シート B については、評価と併せて取組実績も参考に記載している。

(3) 評価結果のポイント

ア 評価の概略

- ・ 評価シート A については、評価になじまないとして評価対象としなかった評価項目を除き、「十分できている」のほか、おおむね「そこそこできている」との評

価となった。

- ・ 評価シート B については、おおむね「かなりできている」との評価となった。

イ 条文改正の必要性

条文改正については、いずれも必要がないとした。

- ※ 今回の検証・評価の対象期間後である平成 29 年 5 月に、下記 3 のとおり京都市会基本条例を改正している。

3 京都市会基本条例の一部改正

議会の関与が不十分なまま、「ネーミングライツ」が民間事業者等に付与されることを看過することはできないとして、各会派の代表者からなるネーミングライツ検討会議(平成 29 年 4 月 24 日設置)において、「ネーミングライツ」に関する議会の関与の在り方について検討を行った。その検討結果に基づき、「通称を命名する権利(ネーミングライツ)の付与の対象とする施設を定めること」を議決事件に追加するため、平成 29 年 5 月 30 日に京都市会基本条例を改正し、同年 6 月 9 日に施行した。

4 本会議及び予算・決算特別委員会総括質疑のインターネット議会議中継に手話通訳を導入

平成 28 年 4 月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(障害者差別解消法)や、京都市手話言語がつなぐ心豊かな共生社会を目指す条例(手話言語条例)が施行されたことを踏まえ、手話を必要とされる方が、インターネットを活用して自宅等でも議会の審議の様子を閲覧できるよう、5 月市会から、全ての本会議と予算・決算特別委員会総括質疑のインターネット議会議中継に、手話通訳を導入した。

5 予算・決算特別委員会における審議日程の見直し

9 月市会から、予算・決算特別委員会局別質疑における審議日程について、働き方改革の観点から見直しを行った。

(1) 局別質疑の審議終了時刻を繰上げ

局別質疑の審議終了時刻について、職員の時間外勤務を前提としないよう、午後 6 時から午後 5 時半に繰り上げた。

なお、質疑時間については、これまでと同程度の時間を確保している。

(2) 局別質疑から総括質疑までの日程の見直し

職員が行っている総括質疑に向けた作業に係る時間外勤務の縮減を図るため、局別質疑から総括質疑までの日程を中 2 日から中 3 日とした。

第 3 組織の一部改正等について

1 市長部局の組織改正と人事異動（4 月 1 日付け）

(1) 組織改正

ア 日本の“こころの創生”を牽引する「世界の文化首都・京都」の実現

文化庁の京都への全面的移転が決定したことを契機として、国民の貴重な財産である文化財を保護・継承することと併せて、文化を基軸に、あらゆる施策との更なる融合、連携を図り、「文化首都・京都」として、日本の地方創生をけん引していく役割を果たす体制を構築する。

- (ア) 文化を基軸とした施策の融合及び文化政策の更なる推進（文化市民局）
- (イ) 文化庁移転を推進する体制の強化（総合企画局）
- (ウ) 「東アジア文化都市 2017 京都」に取り組む体制の強化（文化市民局）
- (エ) 京町家の保全・活用を推進する体制の強化（都市計画局）
- (オ) 西陣地域の活性化に向けた体制の強化（総合企画局）など

イ 地域経済の活性化と安定した雇用の創出

質の高い雇用と経済の好循環を創出し、京都の活力向上や、新たな魅力創造につなげていくため、「ひとを大切にす京都ならではの働き方改革」の取組や、新たな学術研究・先端産業等用地の確保・創出など、地元企業の事業拡大や企業誘致を推進する体制を強化する。

- (ア) 「働き方改革」の取組を推進するための体制の構築（文化市民局及び産業観光局）
- (イ) 企業における「ひとを大切にす京都ならではの働き方改革」の取組を推進する体制の整備（産業観光局）
- (ウ) 戦略的企業誘致を推進する体制の強化（産業観光局）
- (エ) 中央卸売市場第一市場の再整備を着実に推進する体制の強化（産業観光局）など

ウ 市民のいのちと暮らしを守り、子育て環境を充実

災害に強いまちづくりにより一層取り組むとともに、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、京都に息づく「子どもを地域や社会の宝として大切に育む生活文化」を「はぐくみ文化」として創造・発信することで、地域全体で子どもや若者を育てることができるまちづくりを推進する体制を構築する。

- (ア) 子どもや青少年等に関する施策の融合（子ども若者はぐくみ局の創設）
- (イ) 「健康長寿のまち・京都」の取組を一層推進する体制の構築（保健福祉局）
- (ウ) 保健福祉センターの設置とより市民に分かりやすい窓口への再編（区役所）※
- (エ) 「レジリエント・シティ」を構築し、持続可能な社会を目指すための体制の整備など

※ 区役所・支所の窓口の再編については平成29年5月8日に実施。

エ 参加と協働による地域の個性と活力あふれるまちづくり

市民と本市が、市政やまちづくりを「ひとごと」ではなく、「自分ごと」、「みんな

なごと」と捉え、これまで以上に協働して取り組んでいくため、「地域力」「市民力」を活かした創造的なまちづくりを推進する体制を強化する。

(ア) 区の特性に応じたまちづくりをより一層推進する体制の強化（区役所）

(イ) 北部山間振興・移住促進施策の更なる推進のための体制強化（文化市民局）

(ウ) “みんなごと”のまちづくり推進事業（仮称）に取り組む体制の構築（総合企画局）

(エ) 地球環境京都会議（KYOTO+20）（仮称）の開催を契機として、更なる地球温暖化対策を推進するための体制の強化（環境政策局）など

(2) 主な人事異動の内容

ア 「文化」を基軸とした、あらゆる政策を融合・連携するための体制の確立

文化を中心に、経済、観光、伝統産業、教育、福祉、子育て、健康長寿、まちづくりなど、あらゆる政策を融合して推進していく観点から、垣根を越えた政策の融合を徹底的に進めることのできる執行体制の構築を図り、採用年次や経験年数にとらわれない抜擢人事を推進することで、意欲と能力の高い職員の登用に努めた。

イ 女性職員の登用の拡大

年々多様化していく市民ニーズに対し、的確に応えとともに、将来にわたって活力あふれる組織であり続けるために、これまでから女性職員の登用を積極的に進め、活躍の場を広げているところである。

平成29年度については、要職である市会事務局長（局長級）や、「働き方改革」をより一層推進するために新たに設置する、文化市民局共同参画社会推進部真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革担当部長（部長級）等に女性職員を抜擢するとともに、過去最高である11名の女性を部長級へ昇任させるなど、引き続き登用を推進した。

管理職（課長級以上）に占める女性の比率については、18.2%（平成28年度：17.9%）、役付職員（係長級以上）全体では22.9%（同：22.3%）と、4年連続で過去最高を更新した。

ウ 徹底的な現場の重視

区役所や、本庁で市民・事業者と直接触れ合う機会の多い第一線の職場に、新進気鋭の若手や、活力ある女性を積極的に配置した。

また、技術職、専門職及び技能労務職が持つ経験や専門知識を、市民サービスの第一線で活かすため、これらの職員を積極的に区役所等へ配置した。

特に、平成29年度については、洛西担当区長（局長級）に土木技術職を、動物園長（局長級）に造園技術職を抜擢した。

(3) 局外監

次に掲げる局外監を廃止する。

改正前		改正後
産業戦略監	→	(廃止)
地球環境・エネルギー政策監	→	(廃止)
子育て支援政策監	→	(廃止)
交通政策監	→	(廃止)

(4) 局区別の内容

ア 環境政策局関係

(7) 「地球環境京都会議 (KYOTO+20)」（仮称) の開催を契機として、更なる地球温暖化対策を推進するための体制の強化

京都議定書が誕生して 20 周年の節目を迎える中、都市をはじめ世界が取り組んできた地球温暖化対策の成果と課題をもとに、「パリ協定」※を踏まえた地球規模での対策の深化に向けて議論する「地球環境京都会議 (KYOTO+20)」（仮称) を平成 29 年 12 月に開催するため、地球温暖化対策室に担当係長を増員し、体制を強化する。

※ パリ協定：京都議定書に代わる温室効果ガス削減のための新たな国際的枠組みとして、平成 28 年 12 月に採択された協定

(イ) ごみ半減の取組を加速させるための体制の整備

ごみ半減を目指す「しまつのこころ条例」の柱のひとつである 2R※の取組、とりわけ食品ロスの削減をより一層推進し、「新・京都市ごみ半減プラン」を前進させるため、循環型社会推進部ごみ減量推進課に「2R 推進係長」を設置する。

※ 2R：ごみを出さない「リデュース」と、再使用する「リユース」

イ 行財政局関係

(7) 「レジリエント・シティ」を構築し、持続可能な社会を目指すための体制の整備

地震や水害、土砂災害等の自然災害に加え、サイバー攻撃などの危機事象や、中長期的な人口減少等、本市が直面している様々な課題を解決することを目指す「レジリエント・シティ」※の構築に向け、「京都市版レジリエンス戦略」を策定し、あらゆる危機事象等に的確に対応していくため、防災危機管理室に「レジリエンス戦略担当部長」及び「レジリエンス戦略係長」を設置する。

※ レジリエント・シティ：災害や混乱等に耐え、可能な限り早急に復旧し、より強靱になることを目指す都市

(イ) 市税徴収率向上のための体制の強化

市民生活を支え、将来にわたり必要な施策、事業を実施することができる財源の確保を目指し、市税徴収率の更なる向上を図るため、市税事務所納税室に「徴収担当課長」を増員し、体制を強化する。

ウ 総合企画局関係

(7) 文化庁移転を推進する体制の強化

a 文化庁移転推進室の体制強化

文化庁移転に係る業務は、国・府・経済界など複数の団体との調整・協議を必要とし、とりわけ平成 29 年度は、移転場所や費用負担のあり方をはじめ様々な事項を決定する段階となり、これらを的確かつスピード感を持って進めるとともに、円滑な移転に向けて、文化庁職員の受入環境の整備にも取り組んでいく必要がある。さらに、地域文化創生本部、府・経済界等とも連携して、新たな文化行政の推進を全国に発信するなど、機運醸成等の取組を進めることにより、文化庁の京都への全面的な移転を早期に実現するため、文化庁移転推進室に次に掲げる職を設置し、体制を強化する。

(a) 文化庁移転推進第一～第三課長

(b) 文化庁移転推進第一～第三係長

これに伴い、同室の次に掲げる職を廃止する。

(c) 文化庁移転推進課長

(d) 担当課長

(e) 文化庁移転推進係長

(f) 担当係長

b 「地域文化創生本部」への派遣

文化庁京都移転の先行取組として、新たな政策ニーズに対応した事業を実施し、これを通じて文化庁の機能強化を図るとともに、移転のメリットを示すことにより、幅広い国民の理解を得ることを目的として、平成 29 年度に、文化庁、京都市、京都府、経済界、関西広域連合構成自治体及び大学等から構成される「地域文化創生本部」が設置され、本市からは部長級職員 1 名、課長級職員 1 名、係長級職員 2 名及び係員 1 名を派遣する。

なお、同本部で実施する事業と本市の文化事業を連携させることにより全国の文化行政の充実にも寄与していくため、上記派遣職員は文化市民局文化芸術都市推進室及び同室文化芸術企画課に兼職させる。

(イ) 西陣地域の活性化に向けた体制の強化

西陣織をはじめとする多彩な歴史・文化・観光資源を活かし、地域との連携の下、西陣とその周辺エリアの活性化ビジョンの策定とその推進に取り組み、個性豊かで魅力的なまちづくりを進めるため、プロジェクト推進室に「プロジェクト推進第四課長」及び「プロジェクト推進第四係長」を設置する。

(ウ) 情報化の更なる推進に向けた体制の構築

a 大型汎用コンピュータのオープン化事業の完遂に向けた執行体制の整備

オープン化事業の意義・目的の完遂を目指し、遅延の原因究明及び最良の方策について検討を行う外部有識者会議である「オープン化事業検討委員会」（平成 29 年 2 月設置）を着実に運営するとともに、オープン化事業の推進体制を強化するため、情報化推進室に「調整係長」を設置する。

また、現行システムの運用とオープン化に伴う新システムの開発及び運用を

一体的に実施し、進捗管理を徹底するため、オープン化に向けたシステム開発を情報システム担当に集約することに伴い、同室情報システム課長を「システム開発・運用課長」に、システム開発係長を「オープン化開発係長」にそれぞれ改称するとともに、担当係長を設置する。

b 情報セキュリティ対策及び ICT 推進に取り組む体制の整備

庁内における情報化の推進、情報セキュリティ対策及び ICT を活用した市民サービスの更なる向上を図るため、同室に「情報セキュリティ・ICT 推進課長（室長事務取扱）」を設置するとともに、IT ガバナンス推進係長を「情報セキュリティ係長」に、行政情報化推進係長を「ICT 推進係長」にそれぞれ改称する。

エ 文化市民局関係

(7) 文化を基軸とした施策の融合及び文化政策の更なる推進

a 文化政策の更なる推進に向けた体制の構築

文化庁の京都への全面的移転決定を契機として、今後ますます本市の文化政策に注目が集まる中、「文化」を本市政策の基軸に据えることを明確にするため、文化芸術都市推進室を文化市民局内の筆頭部署に位置付ける。

b 文化を基軸としてあらゆる施策を融合する体制の構築

文化力による社会の活性化や地方創生、国際交流への貢献を目指し、本市の文化政策を、観光、産業をはじめ、教育、まちづくり、福祉等、あらゆる関連分野と連携させていくため、全庁横断的な体制として、市長を本部長とする「文化首都・京都」推進本部会議を設置する。

また、当会議の下部組織として、文化・観光・経済の連携を中心とした方策等について実務的な検討を進める「部会」を設置するとともに、当本部会議及び部会を運営する文化芸術都市推進室文化芸術企画課に担当課長及び担当係長を増員する。

(4) 「東アジア文化都市 2017 京都」に取り組む体制の強化

平成 29 年度には「東アジア文化都市 2017 京都」事業が本格化する中、さらに、「日中韓文化大臣会合」や、ASEAN 文化都市の首長も参加する「東アジア文化都市サミット」を本市で開催する。これら多種多様な事業を成功に導き、京都の文化力、都市格を高め、世界に発信していくため、文化芸術都市推進室文化芸術企画課に担当係長を増員し、体制を強化する。

(5) 「働き方改革」の取組を推進するための体制の構築

労働時間の適正化や生産性向上にとどまらず、日本の伝統的な考え方である「人間を大切に」「生活の中に文化を」といった生き方そのものを見直す契機とすべく、京都市から発信する「働き方改革」の取組方針を全庁一体となって検討するため、共同参画社会推進部に新たに設置する「真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革担当部長」をリーダー、産業観光局産業戦略部ひと・しごと環境

整備担当部長（後述）をサブリーダーとする「「働き方改革」推進プロジェクトチーム」を設置する。

なお、同部男女共同参画推進課に勤労福祉青少年課を統合し、同課に「真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革担当課長」を設置する。

(エ) 二条城の価値・魅力を発信するための体制強化

世界遺産・二条城の文化財としての価値を保護・継承するとともに、それに磨きをかけ、市民はもとより国内外の人々が日本の歴史文化を体感できる場として、また、広く文化交流を行う場として積極的に活用していくため、元離宮二条城事務所に部長級の「副所長」を設置し、体制を強化する。

(オ) 京都市美術館再整備事業に取り組む体制の整備

開館以来 80 年以上の長きにわたり、日本の美術・文化振興に大きな役割を果たしてきた京都市美術館を、今後とも市民に愛され、世界に誇れる美術館となるよう、施設の再整備について検討することと併せて、美術館の運営面についても将来構想の具体化を図るなど、再整備事業を着実に推進するため、文化芸術都市推進室に「美術館再整備担当部長」を設置する。

(カ) 北部山間振興・移住促進施策の更なる推進のための体制強化

人口減少・過疎化、防災、鳥獣被害対策などの課題を抱える北部山間地域の振興及び当地域への移住促進施策をこれまで以上に推進するため、地域自治推進室に担当係長を増員する。

オ 産業観光局関係

(7) 企業における「ひとを大切に作る京都ならではの働き方改革」の取組を推進する体制の整備

長時間労働の是正、不本意な非正規雇用の解消、ブラック企業・ブラックバイトの根絶などに向け、雇用の質の向上を図る「ひとを大切に作る京都ならではの働き方改革」の取組をより一層推進するため、産業戦略部に「ひと・しごとと環境整備担当部長」を、同部産業政策課に「ひと・しごとと環境整備係長」をそれぞれ設置するとともに、同課雇用創出等担当課長を「ひと・しごとと環境整備担当課長」に改称する。

さらに、「ひとを大切に作る京都ならではの働き方改革」の取組をより総合的に推進するため、社会的課題をビジネスの手法で解決するソーシャル・イノベーション創出支援に係る事務を商工部中小企業振興課から産業戦略部産業政策課に移管し、あらゆるひとが輝けるしごとと環境の整備に一体的に取り組んでいく。

(イ) 戦略的企業誘致を推進する体制の強化

未活用の工業用地等を新たな学術研究・先端産業等用地として確保・創出することで、市内企業の市外流出防止及び国内外企業の誘致を図るとともに、新たな産業集積を生み出すため、新産業振興室に担当課長を増員し、体制を強化する。

(ウ) 中央卸売市場第一市場の再整備を着実に推進する体制の強化

京都の食文化及び食育の拠点としての役割だけでなく、生鮮食品等の流通拠点として重要な役割を担う中央卸売市場第一市場の再整備に場内一体となって取り組むため、市場整備推進課長を「計画推進課長」に改称するとともに、市場の運営と将来を見据えた施設整備を着実に推進していくため、「施設管理係長」及び「計画推進第三係長」を設置する。

カ 保健福祉局関係

(7) 「健康長寿のまち・京都」の取組を一層推進する体制の構築

全世代を対象とした健康づくりや、高齢者福祉の取組を一体化し、保健・医療・福祉の融合により、「健康長寿のまち・京都」の取組を地域コミュニティとの協働の下、より一層推進するため、長寿社会部を「健康長寿のまち・京都推進室」に改組し、同室に次の課を設置する。

a 健康長寿企画課

生活福祉部地域福祉課、長寿社会部長寿福祉課及び保健衛生推進室保健医療課からそれぞれ、地域福祉、高齢者福祉及び地域保健に関する事務を移管し、これらを一体的に推進するため、「健康長寿企画課」を設置する。

これに伴い、「長寿福祉課」を廃止するとともに、地域福祉課を「生活福祉課」に、保健衛生推進室を「医療衛生推進室」に、保健医療課を「健康安全課」にそれぞれ改称する。

b 介護ケア推進課

支援が必要な高齢者に対する施策を一元的に推進し、高齢者一人ひとりの心身の状況に応じた施策を総合的に実施するため、介護予防・日常生活支援総合事業や、高齢者虐待関係（長寿福祉課所管）等の業務を介護保険課に移管するとともに、同課を「介護ケア推進課」に改称する。

これらに伴い、保健医療・介護担当局長を「健康長寿のまち・京都推進担当局長」に改称する。

(4) 違法な「民泊」の適正化等に向けた区役所衛生課業務等の集約化に伴う「医療衛生センター」の設置

違法な「民泊」の適正化に向けた指導業務や、感染症、食中毒などの迅速かつ的確に対応する必要がある健康危機管理業務に対して、より専門性を高めて機動的かつ重点的に対応するため、各区役所の衛生課業務等を集約し、医療衛生推進室に「医療衛生センター」（課相当組織）を設置する。

これに併せて、同室に「医療衛生担当部長」を設置するとともに、同センターに「感染症対策担当課長」及び「宿泊施設審査指導担当課長」を設置する。

また、同センターのランチ機能として全区役所・区役所支所に窓口を設置し、生活衛生や食品、犬猫等に係る身近な相談に対応できる体制を充実させる。

(5) 生活保護に係る業務を一体的に推進する体制の整備

平成 25 年 4 月に適正給付推進課を設置し、生活保護費等の不正受給の未然防止

を図る取組を集中的に推進したことにより、不正受給の告発に関するノウハウや、京都府警との連携体制が構築されたことを踏まえ、生活保護費に係る案件については、生活保護の制度所管課である生活福祉課に移管し、生活保護に係る業務を一体的に推進する体制を整備する。

(E) 民間保育園への移管に伴う錦林保育所及び砂川保育所の廃止

平成29年4月に錦林保育所及び砂川保育所を民間保育園に移管することに伴い、本市の組織としての「錦林保育所」及び「砂川保育所」を廃止する。

キ 子ども若者はぐくみ局関係

(7) 子どもや若者に関わるあらゆる行政施策を融合し、一層推進する体制の構築

市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育むまちづくりの推進や、子どもや青少年の「生きる力」の育成など、本市ならではの子育てと人づくりの伝統を礎に、子どもや若者に関わるあらゆる行政施策の更なる融合、推進により、「子育て・教育環境日本一」を実現するため、「子ども若者はぐくみ局」を設置する。

(イ) 子ども若者はぐくみ局の構成

子ども若者はぐくみ局では、以下のとおり業務を整理し、部・室・課を編成する。

部・室名	課 名	所管業務
はぐくみ創造推進室	-	総務業務、はぐくみ文化の創造・発信、監査指導に関すること
子ども若者未来部	育成推進課	子どもや若者に関する業務のうち広く一般を対象とした施策に関すること
	子ども家庭支援課	貧困家庭、被虐待児童、ひとり親等の積極的な支援を必要とする子どもや家庭に関すること
幼保総合支援室	-	幼稚園や保育園に関すること

(ウ) 「はぐくみ文化」を中心にあらゆる施策を展開する体制の構築

京都に息づく、子どもを地域や社会の宝として大切に育む生活文化である「はぐくみ文化」の創造・発信に係る取組を中心に、各施策の展開を図るため、新課長制の「はぐくみ創造推進室」を設置し、同室を子ども若者はぐくみ局の総務部門（予算・施策等の統括部門）に位置付ける。

これに併せて、はぐくみ創造推進室に次に掲げる職を設置する。

- a 企画総務課長（局の庶務・労務・計理）
- b はぐくみ文化創造発信課長（はぐくみ文化の創造・発信）
- c 児童施設監査指導課長（児童施設の監査・指導に係る業務）

(I) すべての子ども・若者の健やかな成長を継続的かつ総合的に支援する体制の構築

子どもたちがすくすくと成長するまちづくりの実現に向けて、市民ぐるみ・地域ぐるみで子どもを育む取組をより一層推進するとともに、貧困家庭、被虐待児童等の積極的な支援を必要とする子どもや家庭に対する支援の充実を図るため、

「子ども若者未来部」を設置し、同部に次の課を設置する。

a 育成推進課

「京都市未来こどもはぐくみプラン」の推進や子ども・若者総合支援事業の実施など、子どもや若者の健やかな成長を継続的かつ総合的に支援するため、子どもや若者に関する業務のうち、広く一般を対象とした施策を包括的に推進する。

b 子ども家庭支援課

貧困家庭、被虐待児童、ひとり親、障害児等の積極的な支援を必要とする子どもや家庭に対する施策・事業を実施する。

(ウ) 就学前の子どもの教育・保育に関する施策の推進・充実を図る体制の構築

待機児童ゼロへの取組をはじめ、就学前の子どもの教育・保育に関する施策の推進・充実を図るため、保健福祉局子育て支援部保育課が所管している保育所・認定こども園、地域型保育事業所等に関する事務と、教育委員会が所管している私立幼稚園に関する事務を総合的に担う「幼保総合支援室」を設置する。

ク 都市計画局関係

(ア) 京町家の保全・活用を推進する体制の強化

平成 29 年度に京町家の保全・活用を推進するための条例を制定し、京都の美しい町並みや、歴史に育まれた生活文化、精神文化の象徴である京町家を次世代に適切に継承していくための総合的な対策を強力に推進していくため、まち再生・創造推進室に担当係長を増員し、体制を強化する。

(イ) 個性と活力あふれる都市づくりを推進する体制の整備

「洛西口～桂駅間プロジェクト」をはじめとした、まちづくりに係る調査、企画及び支援事業に係る推進体制を整備するため、まち再生・創造推進室に「都市づくり担当課長」を新たに設置する。

(ロ) 交通政策における先進的技術活用の取組を推進する体制の整備

将来の交通システムが大きく変革することを見据え、「歩くまち・京都」総合交通戦略を点検し、産学公民の連携の下、自動運転技術や ICT の活用等に関する調査、研究及び企画を行うことで、より利便性の高い公共交通の実現や観光客の分散化等による交通及び市民生活への負荷軽減及び物流の合理化など、本市が抱える交通政策上の課題に的確に対応するため、歩くまち京都推進室に「モビリティ・イノベーション創出課長」を設置する。

(ハ) 大型施設整備を推進するための体制の強化

現在、事業を進めている市庁舎、美術館、第一市場及び第二市場の整備工事が今後、本格化する中で、平成 29 年度には、新たに京都市立芸術大学の移転整備に係る業務（設計者プロポーザル、基本設計等）に取り組んでいく予定である。これら輻輳する大型施設整備案件を着実に推進するため、公共建築部公共建築建設課に次に掲げる職を設置するとともに担当係長を増員し、体制を強化する。

- a 大型施設建築第一係長，第二係長
- b 大型施設電気第一係長，第二係長
- c 大型施設機械第一係長，第二係長

これに伴い，同課の次に掲げる職を廃止する。

- a 大型施設建築係長
- b 大型施設電気係長
- c 大型施設機械係長

ケ 建設局関係

(7) 京都市の将来を見据えた道路ネットワークの検討を推進するための体制の強化

新十条通の無料化等に合わせた交差点改良策や，京都市の将来を見据えた道路ネットワークの在り方を検討するとともに，京都高速未着工 3 路線の都市計画変更に向けた取組を進めるため，建設企画部建設企画課に「広域幹線道路企画担当課長」及び「広域幹線道路企画係長」を設置し，体制を強化する。

(イ) 局技術部門の統括としての体制整備

局の技術部門の統括部署である建設企画課について，局内事業の進捗管理やそれらを踏まえた方針の策定を行う「社会資本政策担当」及び局内外の事業調整や国・京都府との窓口となり補助金の調整や配分を行う「企画調整担当」に整理し，同課に次に掲げる職を設置する。

- a 社会資本政策第一係長
- b 社会資本政策第二係長
- c 企画調整第一係長
- d 企画調整第二係長

これに伴い，次に掲げる職を廃止する。

- a 調査係長
- b 社会資本政策係長
- c 企画調整係長
- d 道路計画係長

コ 区役所関係

(7) 区の特性に応じたまちづくりをより一層推進する体制の強化

平成 28 年度当初に左京区役所及び右京区役所地域力推進室に「企画課長」を設置し，両区の特性に応じた区政を展開するとともに，区民主体のまちづくりを戦略的に推進しているところである。

これら取組を他の区役所・支所においても展開していくため，北部山間地域の振興等に取り組む北区役所及び文化や歴史を活かしたより一層の観光振興等に取り組む伏見区役所の地域力推進室に「企画課長」を，洛西ニュータウン活性化等に取り組む西京区役所洛西支所及び少子長寿化の進行等に伴う地域課題に取り組む伏見区役所醍醐支所の地域力推進室に「企画係長」を，それぞれ設置する

(合計 6 区役所・支所に設置した。)

(イ) 医療衛生相談窓口の設置(再掲)

衛生課業務等を集約し、「医療衛生センター」を設置することに伴い、全区役所・支所に生活衛生や食品、犬猫等に係る身近な相談に対応できる窓口を設置する。

(ウ) 福祉と保健の垣根を取り払った新たな組織体制の構築(5月8日付け)

児童虐待や重複障害などの問題に、より迅速かつ適切に対応していくため、福祉と保健の垣根を取り払った新たな組織として「保健福祉センター」を設置するとともに、同センターに保健福祉局が主たる業務統括を行う「健康福祉部」及び子ども若者はぐくみ局が主たる業務統括を行う「子どもはぐくみ室」を設置する。

これに伴い、区役所・区役所支所福祉部並びに区役所保健部及び区役所支所健康づくり推進室はそれぞれ廃止する。

a 健康福祉部

保健福祉局が主たる業務統括を行う健康福祉部には次に掲げる課を設置する。

(a) 各区役所・支所における「健康長寿のまち・京都」の取組を推進する体制の構築(健康長寿推進課の設置)

地域包括ケアや、高齢者に関する業務を一体的に所管する「健康長寿推進課」を設置し、地域コミュニティとの協働の下、「健康長寿のまち・京都」の取組を強力に推進する。

(b) 障害や難病を持つ方が安心して相談できる体制の構築(障害保健福祉課の設置)

重複して障害がある方の相談対応や、障害がある方への子どもから大人まで切れ目のない支援を実施するため、平成 25 年 4 月から、障害者総合支援法の対象に難病患者が加わっていることを踏まえ、障害(身体、知的、精神)に関する業務に難病も含め、かつ障害児と障害者との区別なく一元的に所管する「障害保健福祉課」を設置する。

(c) 生活保護行政の適正化を一層推進する体制の構築(生活福祉課の設置)

生活保護のケースワークと医療扶助の提供体制や債権管理等の事務の効率化を図りつつ、生活保護行政の適正化を一層推進するため、現在、保護課と福祉介護課がそれぞれで所管している生活保護業務を一元的に管理する「生活福祉課」を設置する。

(d) 保険年金課

福祉部の廃止に伴い、保険年金課については健康福祉部に位置付けることとする(業務内容等の変更はない。)

b 子どもはぐくみ室

これまで区役所・支所の複数の窓口で対応していた子どもに関する相談に対してワンストップで対応し、市民の利便性の向上や連携した支援の実施を推進するため、発達に課題のある子どもも含めた「子どもの総合的な相談窓口」で

ある「子どもはぐくみ室」を設置する。

(I) 市民にとってより便利で分かりやすく、かつ専門性の高いサービスを提供する体制の構築

保健福祉センターに設置する「健康長寿推進」，「障害保健福祉」，「生活福祉」，「保険年金」，「子どもはぐくみ」の5つの窓口に加えて，「医療衛生相談」の窓口を各区役所・区役所支所に設置することで，福祉と保健の窓口を6つに再構築し，より市民にとって，便利で分かりやすく，かつ専門性の高いサービスの提供を実現していく。

サ プロジェクトチーム

(7) 「働き方改革」推進プロジェクトチームの設置（再掲）

労働時間の適正化や生産性向上にとどまらず，日本の伝統的な考え方である「人間を大切に」「生活の中に文化を」といった生き方そのものを見直す契機とすべく，京都市から発信する「働き方改革」の取組方針を全庁一体となって検討するため，文化市民局共同参画社会推進部真のワーク・ライフ・バランス推進・働き方改革担当部長をリーダー，産業観光局産業戦略部ひと・しごと環境整備担当部長をサブリーダーとする「「働き方改革」推進プロジェクトチーム」を設置する。

(イ) プロジェクトチームの廃止

以下のプロジェクトチームについては，それぞれが担当する計画，方針の策定等が終了し，その役割を終えたため，廃止する。

- a マイナンバー高度利用推進プロジェクトチーム
- b 京都の食文化推進プロジェクトチーム
- c 京都駅東南部エリア活性化推進プロジェクトチーム
- d 貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム

改正前	改正後
	「働き方改革」推進プロジェクトチーム
マイナンバー高度利用推進プロジェクトチーム	(廃止)
京都の食文化推進プロジェクトチーム	(廃止)
京都駅東南部エリア活性化推進プロジェクトチーム	(廃止)
貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム	(廃止)

(5) 組織数及び異動規模

ア 組織数

		改正前	改正後	差引増減	
本 庁		8局 50部・室 75課	9局 52部・室 77課	1局増 2部・室増 2課増	
会 計 室		1室	1室	増減なし	
事業所	第1類	11所 40課	12所 46課	1所増 6課増	
	第2類	34所	34所	増減なし	
	第3類	22所	20所	2所減	
区 役 所		11区 3支所 56部・室 85課 14所	11区 3支所 56部・室 74課 14所	11課減	
			計	局相当	1増
				部相当	2増
				課相当	3減
				係相当	2減

イ 人事異動総数及び内訳

		28年度	29年度
異 動 総 数		907人 (うち昇任 327人)	1,102人 (うち昇任 484人)
内 訳	局 長 級	23人 (うち昇任 12人)	22人 (うち昇任 16人)
	部 長 級	65人 (うち昇任 27人)	86人 (うち昇任 49人)
	課 長 級	209人 (うち昇任 72人)	279人 (うち昇任 116人)
	課長補佐級	132人 (うち昇任 87人)	153人 (うち昇任 123人)
	係 長 級	478人 (うち昇任 129人)	562人 (うち昇任 180人)

2 消防局の人事異動（4 月 1 日付け）

人事異動総数及び内訳

異	動	総	数	213 人
内	局	長	級	2 人
	部	長	級	14 人（うち昇任 8 人）
	課	長	級	56 人（うち昇任 21 人）
訳	課	長	補 佐 級	44 人（うち昇任 26 人）
	係	長	級	97 人（うち昇任 32 人）

3 交通局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 新たな「経営ビジョン」の策定

市バス事業については、平成 24 年度に経営健全化団体を脱却し、地下鉄事業についても、経営健全化計画に掲げる 1 日 5 万人増客の目標を 2 年前倒しで達成する見込みとなり、計画期間の平成 30 年度までに経営健全化団体からの脱却が見通せる状況にあった。

このような状況を踏まえ、市バス・地下鉄の今後 10 年間の経営を見据えた「経営ビジョン」を策定し、市バス事業の自立経営の堅持と地下鉄事業の中断なき経営健全化を推進していくため、企画総務部に担当部長を、企画総務部総務課に担当課長及び担当係長を新設した。

イ 地下鉄の安全性と快適性の向上

(7) 地下鉄烏丸線への新型車両の導入

平成 33 年度に地下鉄烏丸線が開業 40 年となり、車両更新時期を迎えることから、将来の可動式ホーム柵の全駅設置を目指し、自動列車運転装置を搭載した便利で快適な新型車両の導入に着手するため、高速鉄道部高速車両課に「車両新造係長」を新設した。

(4) 地下鉄駅の管理体制の強化

お客様が大幅に増加している地下鉄において、高齢者や視覚障害のある方、車いすを御利用の方等の安全確保の向上と、災害や車両故障等の緊急時の迅速な対応を図るため、地下鉄駅に担当係長を増員し、安全管理体制の強化を図った。

ウ その他

局長級ポストの「理事」を中心に、市バスの安全性向上に徹底して取り組むことはもとより、多くのお客様に市バスを御利用いただいていることにより、一部路線で混雑が発生していることを踏まえ、市バスの前乗り後降り方式の導入や均一運賃区間の更なる拡大等、より一層の利便性向上に向けて、有識者会議における御意見等を頂きながら取り組んだ。

(2) 組織数

区分	28 年度	29 年度	増減
部相当	3 部 1 室	3 部 1 室	—
課相当	11 課, 9 事業所	11 課, 9 事業所	—

(3) 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		58 人 (うち昇任 28 人)
内 訳	局 長 級	2 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	3 人 (うち昇任 2 人)
	課 長 級	15 人 (うち昇任 6 人)
	課 長 補 佐 級	5 人 (うち昇任 5 人)
	係 長 級	33 人 (うち昇任 14 人)

4 上下水道局の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 新たな経営ビジョンの策定

平成 30 年度以降の新たな経営ビジョンの策定とともに、災害に強い水道・下水道の構築、危機管理に係る施策の充実・強化を図るため、総務部「経営ビジョン策定担当部長」を「経営ビジョン策定・防災担当部長」に改め、設置した。また、新たに策定する経営ビジョンの根幹となる財政計画の策定や資産の効果的な活用を推進するため、「財務・防災担当部長」を「財務・資産活用担当部長」に改め、設置した。

イ 水道・下水道技術の継承・発展

水道・下水道技術の継承・発展に向けて、水道管路の維持管理に係る体験型研修施設の新設をはじめとする技術研修の充実やナレッジマネジメントの更なる推進を図るため、技術監理室監理課に「担当課長」を増設し、「担当係長」を新設した。また、同課技術調整係長、担当係長を総務部職員課「担当係長」と兼職とし、より効果的な技術継承・職員育成に向けた体制を構築した。

ウ 太秦庁舎の開所及び営業所の再編

平成 29 年 7 月に市内北部エリアの水道・下水道サービス、防災の拠点となる太秦庁舎を開設した。これに併せ、水道・下水道の総合窓口である営業所は、現在の 6 営業所体制から 5 営業所体制に再編し、「右京営業所」と「西京営業所」を統合して「西部営業所」を同庁舎に開所した。【平成 29 年 7 月組織改正】

エ 山間地域の上下水道事業の統合

山間地域の上下水道事業について、平成 29 年度から水道事業及び公共下水道事業に統合することに伴い、「技術監理室地域事業課」を廃止した。事業統合により、経営基盤の強化、安定的、効率的な運営を行うとともに、水道事業、公共下水道事業の一体的な維持管理体制による市民サービスの向上、危機管理体制の強化を図った。

(2) 人事異動

主要ポストに意欲・能力・実績を備えた職員を積極的に配置するとともに、本庁課と事業所との交流、局内公募制度の活用等によって、強力な執行体制を構築した。また、市長部局との人事交流を継続して実施し、京都市行政全体の更なる連携を推進した。

(3) 組織及び人事異動の規模

ア 組織の規模

		改 正 前	改 正 後	増 減
上 下 水 道 局	本 庁	3 部・2 室 15 課	3 部・2 室 14 課	1 減
	事業所	22 所	21 所	1 減

イ 人事異動総数及び内訳

異 動 総 数		123 人 (うち昇任 52 人)
内 訳	局 長 級	1 人 (うち昇任 1 人)
	部 長 級	8 人 (うち昇任 4 人)
	課 長 級	35 人 (うち昇任 14 人)
	課 長 補 佐 級	21 人 (うち昇任 11 人)
	係 長 級	58 人 (うち昇任 22 人)

5 教育委員会事務局等の組織改正と人事異動（4月1日付け）

(1) 組織改正

ア 学校・家庭・地域が連携，協働して子どもたちの教育を進める学校地域協働活動の推進に向けた体制整備

新学習指導要領の理念となる「社会に開かれた教育課程」の実践や平成 29 年 4 月創設の「子ども若者はぐくみ局」や各区の「子どもはぐくみ室」との密接な連携を図るため，生涯学習部に新たに学校地域協働推進課長，地域協働推進係長等を設置するとともに，同担当に指導部学校指導課から学校運営協議会や学校支援ボランティア推進業務等に移管した。学校運営協議会の全中学校への設置（小学校は平成 26 年度に全校設置済）や小中一貫教育の推進に資する小中合同の学校運営協議会の設置，学校支援ボランティア活動の更なる拡充等も図りながら，地域全体で子どもの成長を支える学校と地域の連携・協働活動をより一層推進し，社会総がかりで子どもの教育充実を図った。

<生涯学習部組織新旧対照表>（下線：変更箇所 ※印：子ども若者はぐくみ局への業務移管によりポスト廃止）

旧	新
生涯学習部	生涯学習部
生涯学習推進課長	生涯学習推進課長
女性青年係長	担当係長（生涯学習事業支援担当）
家庭地域教育支援課長	学校地域協働推進課長
家庭地域教育係長	地域協働推進係長
担当係長（人づくり21世紀委員会担当）※	家庭教育事業係長
社会教育係長	担当係長（PTA 担当）
みやこ子ども土曜塾推進係長※	
担当課長（放課後まなび教室担当）※	

イ 学校施設の整備充実に向けた体制整備

(7) 学校施設の長寿命化を図るための体制整備

多くの学校施設が築 30 年以上を迎える中，校舎・体育館等の「改築」から「長寿命化」への転換を図り，調査・点検・評価・長寿命化改修・予防保全及び事後保全による「メンテナンスサイクル」を確立し，中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減・予算の平準化を図ることを目指し，平成 29 年 3 月に策定した「京都市学校施設マネジメント基本計画」に基づく取組を積極的に推進するため，教育環境整備室を再編し新たに担当課長（長寿命化推進）及び長寿命化推進係長を設置した。

(イ) 市立高校改革に伴う学校施設整備に向けた体制整備

市立高校改革として現在計画進行中である定時制単独高校や新普通科系高校の創設，銅駝美術工芸高校の移転に向けて校舎建設等を進めるため，教育環境整備室に新たに担当課長（高校建設）及び担当係長（高校建設）を設置した。

<教育環境整備室組織新旧対照表> (下線: 変更箇所)

旧	新
教育環境整備室長	教育環境整備室長
<u>担当課長 (建設計画)</u>	<u>担当課長 (長寿命化推進)</u>
建設係長	長寿命化推進係長
担当課長 (学校統合)	担当課長 (学校統合)
<u>担当課長 (学校施設リニューアル)</u>	<u>担当課長 (高校建設)</u>
<u>担当係長 (学校施設リニューアル)</u>	<u>担当係長 (高校建設)</u>
担当課長 (環境整備)	担当課長 (環境整備)
担当課長 (用地土木)	担当課長 (用地土木)

ウ 伏見区向島小中一貫教育校の開校に向けた体制整備

伏見区初の統合校となる向島中学校区での小中一貫教育校（平成 31 年 4 月開校予定）の教育構想の具体化や指導体制等について、関係各課と学校が連携して検討を行い、特色ある充実した教育を推進するための準備に万全を期すため、指導部に「伏見区向島小中一貫教育校教育企画推進室」（課相当）を新設した。※指導部学校指導課職員の兼職による 6 名体制

室 長 (学校指導課首席指導主事 (中等))
副室長 (学校指導課担当課長 (学校経営支援) 及び学校指導課首席指導主事 (初等) 2 名)
担当係長 (小中一貫教育・学校運営企画係長, 初等教育係長及び学校指導課中学校教育係長の 3 名)

エ 「次世代の学校組織マネジメントプロジェクト」の設置

新たな学習指導要領の理念である、子どもたちが未来、社会の創り手となるために必要な資質・能力を育成する「社会に開かれた教育課程」を踏まえ、カリキュラムマネジメントや校務支援システム・ICT の活用、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善等のモデルを検討・発信し、学校の組織的な運営を支援する「次世代の学校組織マネジメントプロジェクト」を学校指導課内に設置した。

<次世代の学校組織マネジメントプロジェクトメンバー> ※下線は専任, 他は兼職。

学校指導課長, 同担当課長, 統括首席指導主事, 首席指導主事, 参与, 指導主事, <u>専門主事 (嘱託)</u> , 係長, 係員
--

オ 発達障害等支援の必要な子どもへの指導・支援体制の強化

発達障害等支援の必要な子どもへの指導・支援について、関係各課の連携の下で取組を進める発達障害支援室において、中学校・高等学校間の支援の引継ぎや高等学校における支援等のより一層の充実を図り、幼稚園から高等学校までの切れ目のない支援体制の構築を目指すため、中学校・高等学校担当者 3 名を増員 (2 名は兼職) し、室長 1 名・副室長 8 名体制とした。

カ 学校給食における「和食」の充実に向けた取組推進のための体制整備

学校給食における和食献立の一層の充実と多様化に向けて、食育の充実はもとより、より味わいを感じることができる PEN 食器への切替や、これまで回転釜では調理できなかった焼き物等を調理できる「スチームコンベクションオープン」の全小学校への設置 (平成 29 年度から 5 年計画) 等を進めるため、体育健康教育室に給食担当指導主事 (栄養教諭) を 1 名増員し 9 名体制 (栄養教諭 7 名, 常勤講師 2 名) とした。

(2) 人事異動総数内訳

ア 行政職

		事務局内部 の異動	市長部局 への転任	市長部局等 からの転入	退 職	合 計
異 動 総 数		84	(13)	0	6	90
内 訳	局 長 級	2	(1)	—	1	3
	部 長 級	9	(1)	—	5	14
	課 長 級	28	(6)	—	—	28
	課長補佐級	18	(1)	—	—	18
	係 長 級	27	(4)	—	—	27

※ 市長部局への転任者数については、市長部局における異動件数として集計するため、教育委員会分からは除く。なお、市長部局への転任者数 13 名のうち 12 名については、子ども若者はぐくみ局への事務移管に伴うもの。

イ 教育職

		事務局内部 の異動	学校等から の転入	退 職	合 計
異 動 総 数		25	41	6	72
内 訳	局 長 級	—	—	—	0
	部 長 級	2	—	1	3
	課長・人事主事・ 首席指導主事等	6	12	3	21
	指導主事等	17	29	2	48

第 4 市財政について

1 平成 29 年度予算

(1) 予算編成方針

ア 予算の基本姿勢

(ア) 「はばたけ未来へ！京プラン」に掲げる京都の未来像の実現に向け、京プラン実施計画・第 2 ステージの取組を着実に前進させ、「くらしに安心、豊かさ実感、未来に責任」のまちづくりを力強く推進する。

(イ) 京都の最大の強みである「文化力」を基軸として、産業・観光や福祉、教育、地域活性化をはじめとする、あらゆる政策分野を融合・充実させた総合的な施策を展開する。

非常に厳しい財政状況の中で、京都の未来に必要な施策を進めるため、あらゆる主体の参画と縦割りを排した全庁的な連携により、共汗と融合を徹底し、効果的で効率的な質の高い事業を構築する。

イ 予算編成に当たって重視した視点

(ア) 京都の最大の強みである「文化力」を基軸として、産業、観光、福祉・子育て、健康長寿、地域コミュニティなどあらゆる政策分野を融合・充実し、京都への全面的移転が決定した文化庁と共に推進することで、京都はもとより、日本を文化で元気にする。

(イ) 京都の知恵と強みを活かした成長戦略の推進により、京都経済の更なる活性化と質の高い雇用を創出し、市民所得の向上や中小企業の活性化、ひいては税収の増につなげ、市民が確かな豊かさを実感できる社会を実現する。

(ウ) ひとりひとりがいきいきと輝くことのできる健康長寿・福祉のまちづくりを推進するとともに、全国トップ水準の福祉・教育・子育て支援を更に充実させる。あわせて、防災・減災対策、老朽化対策を進め、市民の安心・安全な暮らしを守るまちづくりを推進する。

(エ) “みんなごと”のまちづくりによる市民協働を更に進め、あらゆる主体の参画の下、地域の多様な魅力と個性を活かしたまちづくりを推進する。これにより、京都に国内外から人の流れを呼び込み、東京一極集中の打破に挑戦する。

< 予算規模 >

(単位：億円)

	平成29年度 (案)	平成28年度	対前年度	
			増△減額	増△減率
一般会計	7,669	7,277	392	5.4%
特別会計	6,597	6,745	△148	△2.2%
公営企業会計	2,632	2,486	146	5.9%
全会計合計	16,897	16,508	389	2.4%

[一般会計]

一般会計予算規模は対前年比 392 億円の増だが、府費負担教職員給与費移管の影響 (+615 億円) や中小企業融資制度預託金の減 (△120 億円)、臨時福祉給付金の減 (△82 億円) といった大きな変動要因を除くと、実質前年度からほぼ横ばいとなる △21 億円 (△0.3%) の微減

< 増減の大きい主な事業 >

(単位：億円)

府費負担教職員給与費の移管	+615 (Ⓒ 0 → Ⓓ 615)
中小企業融資制度預託金	△120 (Ⓒ 520 → Ⓓ 400)
臨時福祉給付金	△82 (Ⓒ 82 → Ⓓ 0)
社会福祉関連経費	+71 (Ⓒ 2,549 → Ⓓ 2,620)
府費負担教職員除く給与費	△36 (Ⓒ 1,106 → Ⓓ 1,070)
投資的経費	△8 (Ⓒ 680 → Ⓓ 672)

[特別会計]

市公債	△194 (Ⓒ 3,464 → Ⓓ 3,255)
介護保険事業	+67 (Ⓒ 1,296 → Ⓓ 1,363)

※ 地域水道、京北地域水道、特定環境保全公共下水道の 3 会計は、29 年度から公営企業会計の水道事業、公共下水道事業に統合

ウ 一般財源収入の状況

これまで道府県(京都府)が負担していた小中学校・総合支援学校の教職員の給与費(615 億円)が政令指定都市(京都市)に移管されることに伴い、国費等(147 億円)のほか、府税交付金 274 億円、地方交付税等 194 億円が、その財源として措置される見込み。このため、一般財源収入総額は前年度から大きく増加する。

(単位：億円)

区 分	29年度 予算案	28年度 予算	対前年度	
			増△減額	増△減率
市税	2,532	2,538	△6	△0.2%
府税交付金	625	390	235	60.1%
地方交付税・臨時財政対策債	1,077	894	183	20.5%
地方譲与税その他	54	55	△1	△1.8%
一般財源収入総額	4,288	3,877	411	10.6%

※ 29年度の府税交付金には、26年4月からの消費税率引上げに伴う地方消費税交付金の増（104億円）を含む。この増収分（104億円）については、全額、社会保障の維持と更なる充実（1,276億円）のために活用する。

(参考) 教職員給与費移管を除く一般財源収入の状況

(単位：億円)

区 分	29年度 予算案	28年度 予算	対前年度	
			増△減額	増△減率
市税	2,532	2,538	△6	△0.2%
うち市民税個人分	848	833	15	1.8%
うち市民税法人分	234	270	△36	△13.4%
うち固定資産税	1,034	1,025	9	1.0%
府税交付金	351	390	△39	△10.0%
うち地方消費税交付金	270	300	△30	△9.9%
地方交付税・臨時財政対策債	883	894	△11	△1.2%
地方交付税	495	504	△9	△1.8%
臨時財政対策債	388	390	△2	△0.5%
地方譲与税その他	54	55	△1	△1.8%
一般財源収入総額	3,820	3,877	△57	△1.5%

※ 市民税個人分や固定資産税は堅調な伸びとなる一方で、企業業績や消費に弱さも見られ、市民税法人分や地方消費税交付金はなお厳しい見込み

エ 財政構造改革の推進

(7) 財源捻出の取組と特別の財源対策

世界経済の減速や円高の影響による市税の落ち込みや地方交付税の削減等により、一般財源収入は「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画（第2ステージ）での見込みから大きく落ち込み、昨年11月1日公表の収支見通しでは、財源不足額は349億円まで拡大。

こうした厳しい状況に対し、一般財源収入の精査や、「京プラン」実施計画に掲げた財政構造改革の取組による財源捻出、その他歳入歳出の精査の徹底等により、202億円の財源を捻出。

a 一般財源収入の精査 38億円

直近の経済情勢や国の地方財政計画等を踏まえて一般財源を精査

一般財源総額（教職員給与費移管による増を除く）

11月時点での見通し 3,782億円 → 29年度予算 3,820億円

b 財政構造改革の取組による財源捻出 92億円

職員数196人削減など人件費の削減 24億円

あらゆる政策分野における，事業見直し等	48 億円
資産の有効活用等	20 億円
c その他歳入歳出の精査の徹底	72 億円
投資的経費の抑制	22 億円
公債費利子の精査	19 億円
基金の活用やその他経費の精査など	31 億円

この結果，財源不足額は 147 億円まで縮減したものの，「京プラン」における見通し 109 億円からは 38 億円拡大。

この財源不足に対しては，市民生活の安心・安全や都市機能の維持発展に与える影響を考慮し，特別の財源対策を講じる。

(参考) 特別の財源対策の推移 (単位：億円)

		24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算	行政改革推進債	35	38	35	42	43	48
	公債償還基金取崩	61	93	12	32	50	99
	合 計	96	131	47	74	93	147
決算	行政改革推進債	18	26	34	32	-	-
	公債償還基金取崩	9	12	9	9	-	-
	合 計	27	38	43	41	-	-

(イ) 実質市債残高*の状況

※ 国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除く，本市が実質的に返済に責任を負う市債残高

インフラ施設の防災・老朽化対策や保育所整備等，市民の安心・安全と京都の未来のための投資を着実に進める一方，将来世代に過度な負担を先送りしないという観点から市債発行額を適切に管理し，全会計の実質市債残高を前年度から縮減

<全会計の実質市債残高>

⑳末 1兆7,558億円 → ㉑末 1兆7,356億円 (△202億円)

※ 22年度末との比較

㉒末 1兆9,427億円 → ㉑末 1兆7,356億円 (△2,071億円)

生産年齢人口1人当たり実質市債残高

㉒末 202万円 → ㉑末 191万円

<一般会計の実質市債残高>

㉒末 8,985億円 → ㉑末 9,008億円 (+23億円)

投資的経費等の抑制により，借入額は返済額を下回っているが，公債償還基金の取崩しにより，残高は増

29年度中の発行（借入）予定額	508 億円	
29年度中の償還（返済）予定額	583 億円	
差 引	75 億円	の減
公債償還基金の取崩し	99 億円	の増
	23 億円	の増

※ 22 年度末との比較

⑳末 9,817 億円 → ㉑末 9,008 億円 (△809 億円)

生産年齢人口 1 人当たり実質市債残高

㉑末 102 万円 → ㉒末 99 万円

(ウ) 公営企業も含めた連結ベースでの財政健全化を強力に推進

a 地下鉄事業は、経営健全化計画に掲げた 5 万人増客の目標を達成

旅客数を着実に増やし、経営健全化計画の目標である 5 万人増客 (375 千人/日) を 28 年度に 2 年前倒しで達成する見込みであり、29 年度は、更に上回る 378 千人/日で、28 年度予算から 5 千人増

<旅客数推移 (実績) : 千人/日>

㉑327→㉒330→㉓334→㉔339→㉕348→㉖359→㉗372 千人

b 市バス事業は、一般会計に頼らない自立した経営を継続

(a) 旅客数を着実に増やし、29 年度は 362 千人/日で、28 年度予算から 9 千人増

<旅客数推移 (実績) : 千人/日>

㉑311→㉒314→㉓314→㉔321→㉕326→㉖341→㉗353 千人

(b) 路線・ダイヤの充実、安全対策、快適なバス待ち環境の創出など、更なる利便性向上の取組を推進

(c) 平成 27 年度決算で確定した利益剰余金 (23 億 8,100 万円) について、市バス事業の充実に活用 (10 億 7,100 万円) するとともに、地下鉄事業の経営健全化を財政面から支援するため出資 (11 億 9,000 万円) を行う。

また、これまでの一般会計からの出資に対して配当 (納付金) (1 億 2,000 万円) を実施する。

(2) 市会の審議と予算の成立

平成 29 年度当初予算その他関連議案は、平成 29 年 2 月市会に提案され、2 月 16 日に市長の提案説明が行われ、2 月 22 日、23 日の両日にわたる代表質疑で各会派から 15 名の議員が質疑に立ち市長、副市長及び関係理事者の答弁を求めた後、2 月 26 日に予算特別委員会に付託のうえ、慎重に審議された。

予算特別委員会では、2 月 26 日の行財政局 (第 1 分科会)、都市計画局 (第 2 分科会)、交通局 (第 3 分科会) を皮切りに各局別に質疑を続け、3 月 9 日、12 日には、市長、副市長に対する総括質疑を行い、3 月 19 日の討論結了で、いずれも原案のとおり可決すべきものと決定された。

こうして、3 月 20 日の最終本会議において、29 年度当初予算案は、原案のとおり可決された。

2 平成 28 年度決算

(1) 一般会計の概要

	27年度		28年度		差引	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
歳入総額	7,305	89	7,032	82	△273	07
歳出総額	7,261	19	7,015	33	△245	86
歳入歳出差引額	44	70	17	49	△27	21
翌年度へ繰り越すべき財源 (繰越事業費－未収入特定財源)	25	61	12	66	△12	96
	(163億96百万-138億35百万)		(181億26百万-168億60百万)			
実質収支	4	84	3	79	△1	05
単年度収支	△14	25	△1	05		20

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 公債償還基金の取崩しなど特別の財源対策を講じたうえでの数値である。

平成 28 年度は、円高の影響や消費の伸び悩み等により、地方税収は、全国的に年度当初の見積もりから落ち込み、本市においても、個人市民税や固定資産税は堅調に推移したものの、法人市民税が落ち込んだことから、市税収入は当初予算比 21 億 73 百万円の減となったほか、地方消費税交付金などの府税交付金についても当初予算比 40 億 44 百万円の減となった。

これに加えて、地方交付税等についても当初予算比△81 億 53 百万円と大きく減少したため、一般財源収入は当初予算比△147 億円、対前年度比△142 億円と大幅に下振れした。

しかしながら、こうした状況にあっても、社会福祉関連経費をしっかりと確保し、また「京プラン実施計画 第 2 ステージ」に掲げる京都の未来に必要な事業を着実に推進するため、歳入・歳出両面からあらゆる財源確保策を講じた。

具体的には、まず全庁を挙げた市税等の徴収率向上の取組を推進し、市税 (98.5%)、国民健康保険料 (93.5%)、介護保険料 (98.6%)、保育所保育料 (99.3%)、市営住宅家賃 (99.2%) において、過去最高の徴収率を達成するなど、職員が一丸となって歳入確保に努めた。

このほか、市庁舎整備基金などの各種事業の財源として確保している基金の活用、市税等の減収に対する減収補てん債の発行、特別会計繰出金の執行計画の見直し、その他事務費の執行抑制等により、最大限の財源を確保した。

そのうえでなお不足する財源を、財政調整基金の取崩し (2 月補正後の残高 8 億円を全額取崩し)、将来の借金返済に備えて積み立てている公債償還基金の取崩し (当初予算で計上した 50 億円を全額取崩し) により確保することで、最終的に実質収支は +4 億 84 百万円 (対前年度比△14 億 25 百万円) となったが、市税・府税交付金が 134 億円下振れしたことにより実質収支が△11 億円となった 21 年度決算以来の厳しい財政状況にある。

(参考 1) 一般会計決算の概要

①一般財源が大きく減少	△147億円
当初予算時の見込みから147億円減少 (市税22億円, 府税交付金40億円, 地方交付税等82億円)	
②歳入・歳出両面からの財源確保	94億円
市庁舎整備基金等の事業目的基金の活用	14億円
減収補てん債の発行	28億円
特別会計繰出金の執行計画の見直し	13億円
その他事務費の執行抑制等	39億円
③なお不足する財源への対応	58億円
財政調整基金の取崩し(残高全額)	8億円
公債償還基金の取崩し(予算額全額)	50億円
実質収支(①+②+③)	4.8億円

(参考 2) 一般財源収入の状況

(単位: 億円)

	27年度 決算	28年度			対前年度 増△減
		当初予算	決算	対予算 増△減	
市税	2,530	2,538	2,516	△22	△13
うち市民税個人分	820	833	835	2	15
うち市民税法人分	285	270	240	△30	△45
うち固定資産税	1,014	1,025	1,027	2	13
府税交付金	396	390	350	△40	△46
うち配当割交付金	17	21	11	△10	△6
うち株式等譲渡所得割交付金	16	15	7	△8	△9
うち地方消費税交付金	307	300	276	△24	△31
地方交付税等	894	894	812	△82	△82
その他	52	55	51	△4	△1
合 計	3,872	3,877	3,730	△147	△142

(注) 減収補てん債や財政調整基金の取崩しは含んでいない。

(参考 3) 特別の財源対策の推移

(単位: 億円)

		24	25	26	27	28	29
予算	行政改革推進債	35	38	35	42	43	48
	公債償還基金の取崩し	61	93	12	32	50	99
	合計	96	131	47	74	93	147
決算	行政改革推進債	18	26	34	32	37	—
	公債償還基金の取崩し	9	12	9	9	50	—
	合計	27	38	43	41	87	—

(2) 特別会計の決算

ア 歳出決算規模

会計名	27年度		28年度		増減	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	2	60	3	42		82
国民健康保険事業	1,743	91	1,705	27	△38	64
介護保険事業	1,228	98	1,257	69	28	71
後期高齢者医療	168	46	176	61	8	15
地域水道	9	65	12	06	2	41
京北地域水道	26	69	26	13	△	56
特定環境保全公共下水道	5	63	4	76	△	87
中央卸売市場第一市場	20	95	26	67	5	72
中央卸売市場第二市場・と畜場	9	00	17	71	8	71
農業集落排水事業		46		40	△	6
雇用対策事業	5	14		—	△5	14
土地区画整理事業		73	6	22	5	49
駐車場事業	15	60	13	27	△2	33
土地取得	53	42	47	38	△6	04
市公債	3,381	44	3,176	36	△205	08
市立病院機構病院事業債	36	72	24	22	△12	50
特別会計合計	6,709	37	6,498	18	△211	19

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

イ 収支の状況

会計名	27年度		28年度		増減	
	億	百万円	億	百万円	億	百万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	7	44	8	31		87
国民健康保険事業	△2	29	16	60	18	89
介護保険事業	7	62	18	04	10	42
後期高齢者医療	5	04	7	14	2	10
地域水道		-		53		53
京北地域水道		-		95		95
特定環境保全公共下水道		-		34		34
中央卸売市場第一市場	10	18	10	04	△	14
中央卸売市場第二市場・と畜場		-		2		2
農業集落排水事業		-		-		0
雇用対策事業		1		-	△	1
土地区画整理事業	6	84	1	09	△5	74
駐車場事業		-		-		-
土地取得		-		-		-
市公債		1		1	△	0
市立病院機構病院事業債		-		-		-
特別会計合計	34	84	63	07	28	23

(注1) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(注2) 数値が0の場合は「-」、数値は存在するが百万円未満の端数処理により1未満となる場合は「0」としている。

歳出の決算規模では、国民健康保険事業が被保険者数の減少等による医療給付費の減などにより、対前年度比 38 億円 64 百万円の減となったほか、市公債特別会計が借換債の発行額の減少などにより、対前年度比 205 億 8 百万円の減とな

った。

収支の状況では、国民健康保険事業において、徴収率の向上や後発医薬品（ジェネリック医薬品）差額通知等による医療費の適正化に取り組んだことから、前年度と比べ 18 億 89 百万円収支が改善し、16 億 60 百万円の累積黒字となった（過大交付された国庫負担金等を除く実質的な累積収支は約 8 億円）。

ウ 公営企業会計

(7) 歳出決算規模

会計名		27年度		28年度		増減	
		億	百万円	億	百万円	億	百万円
水道事業	収益的支出	261	85	263	73	1	88
	資本的支出	291	59	280	22	△11	37
	計	553	44	543	95	△9	49
公共下水道事業	収益的支出	463	93	459	17	△4	76
	資本的支出	448	43	418	53	△29	90
	計	912	36	877	70	△34	66
自動車運送事業	収益的支出	183	97	185	21	1	24
	資本的支出	28	04	34	35	6	31
	計	212	00	219	56	7	56
高速鉄道事業	収益的支出	324	19	318	15	△6	04
	資本的支出	392	89	367	28	△25	61
	計	717	08	685	43	△31	65
公営企業会計合計		2,394	89	2,326	63	△68	25

(注1) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(注2) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

(4) 単年度収支の状況

会計名		27年度		28年度		増減	
		億	百万円	億	百万円	億	百万円
水道事業	経常損益	55	69	55	74		5
	特別損益		-		-		-
	純損益	55	69	55	74		5
公共下水道事業	経常損益	47	32	49	39	2	07
	特別損益		-	△2	50	△2	50
	純損益	47	32	46	89	△	43
自動車運送事業	経常損益	23	81	26	87	3	06
	特別損益		-		-		-
	純損益	23	81	26	87	3	06
高速鉄道事業	経常損益	8	48	16	08	7	60
	特別損益		-		-		-
	純損益	8	48	16	08	7	60

(注1) 消費税及び地方消費税抜きの数値である。

(7) 資金不足比率の状況

平成 27 年度以降、全ての会計において資金不足は発生していない。

(I) 各会計の経営状況

a 水道事業

節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続く中、夏場の気温の上昇や

使用者数の増加により有収水量が 6 年ぶりに微増に転じ、水道料金収入が対前年度比 1 億 4 百万円増の 275 億 83 百万円となり、経常収益は対前年度比 1 億 93 百万円増の 319 億 47 百万円となった。

一方、営業所の再編（7 営業所→6 営業所）や職員定数の削減など、効率的な事業運営に努めたものの、物件費や減価償却費の増加に伴い、経常費用は対前年度比 1 億 88 百万円増の 263 億 73 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 55 億 74 百万円の黒字となった。

今後も、水需要の減少傾向が続くことが見込まれるなど、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プランに基づき、財政基盤の強化を図りつつ、老朽化した水道管の更新をはじめ、地震対策や鉛製給水管の取替えなどの事業を着実に進めていく。

b 公共下水道事業

節水型社会の定着による水需要の減少傾向が続く中、夏場の気温の上昇や使用者数の増加により有収汚水量が 2 年連続で僅かに増加し、下水道使用料収入が対前年度比 88 百万円増の 222 億 28 百万円となったものの、一般会計繰入金が増加したことにより、経常収益は対前年度比 5 億 19 百万円減の 506 億 6 百万円となった。

一方、減価償却費や支払利息が減少したことなどにより、経常費用は対前年度比 7 億 26 百万円減の 456 億 67 百万円となった。

これに、土地の売却により生じた特別損失 2 億 50 百万円を加えた当年度純損益は、46 億 89 百万円の黒字となった。

今後も、水道事業と同様、経営環境が厳しさを増す中、中期経営プランに基づき、財政基盤の強化を図りつつ、雨に強いまちづくりに向けた雨水幹線の整備をはじめ、地震対策や老朽化した施設の改築更新などの事業を着実に進めていく。

c 自動車運送事業

定期券御利用のお客数等の堅調な伸びに加え、京都鉄道博物館が開業した梅小路公園のアクセス強化や、京都駅八条口駅前広場整備に合わせた路線・ダイヤの充実などにより、28 年度の 1 日当たりお客数は対前年度比 9 千 6 百人増の 36 万 3 千人となり、3 年連続で 1 万人規模の大幅な増客を実現した。これにより、運送収益は対前年度比 5 億 49 百万円増の 199 億 55 百万円となり、経常収益は対前年度比 4 億 30 百万円増の 212 億 8 百万円となった。

一方、給与改定等による人件費や、事業規模の拡大に伴う管理の受委託等に係る費用が増加したことなどにより、経常費用は対前年度比 1 億 24 百万円増の 185 億 21 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 26 億 87 百万円の黒字となった。

今後も、集客施設へのアクセス強化や路線・ダイヤの充実等を積極的に展

開する「攻めの経営」を一層推進し、一般会計の任意補助金に頼らない「自立した経営」を引き続き堅持しながら、更なる利便性の向上と質の高いサービスの提供に努めていく。

d 高速鉄道事業

「地下鉄 5 万人増客推進本部」による全庁を挙げた取組や市民の皆様の御理解と御協力の下、オール京都で推進している観光振興、ひとと公共交通優先の「歩くまち・京都」の取組の推進などにより、1 日当たりお客様数は対前年度比 7 千人増の 37 万 9 千人となり、経営健全化計画に掲げる 30 年度の 5 万人増客目標（1 日当たり 37 万 5 千人）を 2 年前倒しで達成した。

これにより、運輸収益が対前年度比 4 億 38 百万円増の 249 億 60 百万円となった。また、駅ナカビジネス収入も堅調に推移したことなどにより、経常収益は対前年度比 1 億 56 百万円増の 334 億 23 百万円となった。

一方、給与改定等により人件費が増加したものの、支払利息が減少したことなどにより、経常費用は対前年度比 6 億 4 百万円減の 318 億 15 百万円となった。

この結果、当年度純損益は 16 億 8 百万円の黒字となった。

なお、27 年度と同様、財政健全化法に定める資金不足はないものの、29 年度は資金不足比率が経営健全化基準の 20% を上回る見込みであるため、安定的に 20% を下回る見通しが立つまで、引き続き、経営健全化団体として「京都市高速鉄道事業経営健全化計画」を推進する。

エ 財政健全化法に基づく健全化判断比率

	27年度	28年度	早期健全化基準	財政再生基準
実質赤字比率	-	-	11.25%	20.00%
連結実質赤字比率	-	-	16.25%	30.00%
実質公債費比率	15.2%	15.2%	25.0%	35.0%
将来負担比率	229.6%	229.6%	400.0%	-

（注）黒字の場合、実質赤字比率は「-」となる。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計及び全会計とも「-」となっている（赤字の場合のみ比率が表される。）。

また、実質公債費比率は、前年度と同様の 15.2% となった。将来負担比率は、公営企業の市債残高の縮減等により、将来負担額が減少したことから、3.4 ポイント減の 226.2% となった。

オ 今後の財政運営

28 年度決算は、実質収支が +4 億 84 百万円となったものの、将来の借金返済に備えて積み立てている公債償還基金の取崩し（当初予算で計上した 50 億円を全額取崩し）、財政調整基金の取崩し（2 月補正後の残高 8 億円を全額取崩し、基金残高は 0）などの対策を講じたうえでの数値であり、極めて厳しい財政運営を強いられた。

これは、円高の影響や消費の伸び悩み等に伴う市税等の急激な減少による影響も

大きいですが、これまでから、本市は他都市と比較して、財政調整基金の残高が極端に少なく、市民 1 人当たりの市税収入も平均を下回るなど、構造的に財政基盤が脆弱であり、「特別の財源対策」に依存せざるを得ない厳しい財政状況が続いている。

このため、本市では従来から、行財政改革を徹底すると同時に、将来的な税収等の増加を見据えた都市の成長・都市格の向上につながる施策に重点的な投資を行ってきた。

こうした都市の成長戦略は着実に成果を上げているが、なお課題も山積しており、まず、観光の活況に代表される経済の活性化、豊かさの実感が、市民や中小企業など全ての皆様に十分に行きわたっているとは、残念ながらまだ言えない状況にある。また、京都にはベンチャー企業や世界で活躍する大企業が集積するとともに、本市への進出を希望する市外企業も多数あるものの、産業用地の確保が非常に難しくなっている。更に、合計特殊出生率は全国平均を大きく下回っており、なお厳しい状況が続いている。

これらの課題を乗り越え、京都の未来を切り拓いていくためには、今後も決して縮小一辺倒になることなく、将来に対するしっかりとした備えと、「特別の財源対策」に頼らない持続可能な財政運営の確立を目指して、都市の成長戦略と行財政改革を一層強力に進めていくことが不可欠である。

都市の成長戦略については、京都の最大の強みである「文化力」により、地方創生を推進し、市立芸術大学の京都駅東部への移転や、京都市美術館を将来に渡って世界に誇れる美術館とするための再整備事業など、都市格を高める施策を展開していく。

また、京都の未来を見据え、京都の成長・発展を支える学術研究・先端産業等用地を新たに創出するため、公有地・民有地を問わず、市内全域を視野に、あらゆる可能性の検討を進めていくとともに、これまでから最優先で取り組んできた子ども・子育て支援についても、保育所整備等の推進による児童受入枠の確保と、保育の担い手確保による、「量」と「質」の両面での保育環境向上などに取り組み、引き続き、「住みたい、住み続けたい」と実感できるまちづくりを進めていく。

こうした都市の成長戦略と併せて、歳入・歳出両面からの行財政改革についても更に加速させ、「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」から 8 月に答申をいただいた宿泊税の具体化や、あらゆる事業の徹底的な効率化、遊休地の売却など資産の有効活用を推進していく。これに加えて、国に対しても、地方交付税の必要額の確保など地方財政制度の抜本的な改革に向けて、引き続き強く要望を行い、市税をはじめとする一般財源収入の増加を図ることで、「特別の財源対策」から脱却し、持続可能かつ機動的な財政運営の確立を目指していく。

(参考) 実質市債残高の状況

国が返済に責任を持つ臨時財政対策債を除いた実質的な市債残高は、全会計合

計で、27 年度末から 292 億 53 百万円減の 1 兆 7,318 億 68 百万円となり、ピーク時の平成 14 年度末と比べ、3,637 億 85 百万円減少した。一般会計分でも、27 年度末から 90 億 88 百万円減の 8,857 億 77 百万円となり、ピーク時の 20 年度末と比べ、973 億 74 百万円減少した。

一方で、臨時財政対策債の残高は 27 年度末から 242 億 93 百万円増加し、4,082 億 85 百万円となっている。なお、これを含めても全会計の市債残高は 27 年度末から 49 億 61 百万円減少した。

市債現在高の推移	27年度		28年度		増減
	金額	伸び率	金額	伸び率	金額
	億	百万円	億	百万円	億
全会計（臨時財政対策債を除く）	17,611	21	17,318	68	△292
（臨時財政対策債を含む合計）	(21,451)	14	(21,401)	53	(△49)
内	8,948	65	8,857	77	△90
一般会計（臨時財政対策債を除く）	(3,839)	92	(4,082)	85	(242)
（臨時財政対策債）	(12,788)	57	(12,940)	62	(152)
（臨時財政対策債を含む一般会計）	639	96	598	96	△41
訳	特別	会計	△2.6		△41
公営企業会計	8,022	61	7,861	94	△160
					67

(注1) 満期一括償還に伴う積立金相当額を除いている。

(注2) 百万円未満を端数処理しているため、合計が一致しない場合がある。

<臨時財政対策債について>

臨時財政対策債は、地方交付税の代わりに国が機械的に配分するもので、本市において発行額をコントロールできず、近年は臨時財政対策債の残高が増加しており、市会の意見書等を踏まえ、臨時財政対策債の廃止と地方交付税の必要額の確保を国に強く要望している。

(3) 決算の認定

市会においては、これらの決算審査を平成 29 年 9 月市会で行い、その結果、決算 20 件はいずれも認定された。

なお、決算の認定に際し付された意見は次のとおりである。

報第 1 号 平成 28 年度京都市一般会計歳入歳出決算

- 平成 28 年度決算の収支は、市税・府税交付金の下振れの影響が大きく、財政調整基金の残高全額並びに公債償還基金の予算計上額全額を取り崩し実質収支の黒字化を確保した。本市の厳しい財政状況を乗り越えるために、予算編成時における市税・府税交付金の見通しの精度向上、既存事業の見直し、地方財政制度の抜本的改革の国への要望を、市民の理解を得ながら、強く進めること。
- 入札による事業者選定に当たっては、WTO 案件であったとしても、契約の目的物に応じて、価格のみならず、事業者の施行能力等をしっかりと踏まえ、最適な選定となるよう不断の努力を図ること。

3 国の施策・予算に関する提案・要望行動

本市の平成 30 年度国の施策・予算に関する提案・要望については、京都への全面的な移転を進める文化庁と共に、文化を軸として、観光・産業、教育、福祉、まちづくり等の様々な政策分野を融合・充実した総合的な取組を推進するために特に重要な項目や、いのちとくらしを守り、安心と豊かさを実感できる社会の実現のために必要な項目を重点的に 4 政策 28 項目として取りまとめ、各省庁の概算要求時期に合わせ、平成 29 年 5～6 月に関係各省庁や地元選出国会議員への提案・要望を行った。

また、指定都市においては、「平成 30 年度国の施策及び予算に関する提案」及び「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 30 年度）」を中心とした要請活動が、関西広域連合においては、「平成 30 年度国の予算編成等に対する提案」を中心とした要請活動が行われた。

さらに、全国市長会などにおいても、国の施策・予算や地方分権改革の推進などについて、要望活動等が行われた。

活動経過の概略は、次のとおりである。

(1) 本市独自提案・要望

- ア 「平成 30 年度国の施策・予算に関する提案・要望」
〈5～6 月〉 関係省庁、京都府選出国会議員に提案・要望
- イ 「平成 30 年度国の施策・予算に関する緊急提案・要望」
〈11 月〉 関係省庁、京都府選出国会議員に提案・要望

(2) 指定都市による主な共同提案・要望

- ア 「平成 30 年度国の施策及び予算に関する提案」
〈7～8 月〉 各市が分担して政党や関係省庁に要請
- イ 「大都市財政の実態に即応する財源の拡充についての要望（平成 30 年度）」
〈10 月〉 税財政関係特別委員長会議※（10 月 30 日）

※ 京都市会は、総務消防委員会が担当
総務消防委員会等による党派別要望活動

- 日本維新の会：11 月 16 日
- 自由民主党：11 月 17 日
- 日本共産党：11 月 22 日

ウ その他の主な要望・提言等

- ・ 経済財政運営と改革の基本方針 2017（仮称）に対する指定都市市長会提案（5 月 30 日）
- ・ 政権公約に対する指定都市市長会要請（9 月 25 日・9 月 27 日）
- ・ 人口減少社会を克服する活力ある地域社会の実現に向けた共同提言（11 月 21 日・11 月 24 日）
※ 指定都市市長会・中核市市長会・全国施行時特例市市長会共同
- ・ 「平成 29 年度税制改正に関する指定都市市長会緊急要請」（10 月 23 日）

(3) 関西広域連合による主な提案・要望

- ア 「平成 30 年度国の予算編成等に対する提案」

〈7 月及び 11 月〉 関西広域連合委員等が分担して政党や関係省庁に要請
イ その他の主な要望・提言等

- ・ 高浜発電所の安全確保について（4 月 28 日）
- ・ 緊迫する朝鮮半島情勢への対応の充実・強化について（5 月 25 日）
- ・ 特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の関係法案等に対する提言（8 月 3 日）
- ・ 北陸新幹線（敦賀・大阪間）の早期開業に関する要望書（12 月 5 日）

第 5 「焼却灰溶融施設プラント設備工事」損害賠償等 請求訴訟の和解について

1 概要

本市は、唯一の廃棄物の最終処分場である東部山間埋立処分地の延命を図るため、クリーンセンターから排出される焼却灰を減容化・安定化させる焼却灰溶融施設を整備することとし、平成 17 年 3 月に同施設の建設工事のうちプラント設備に係る工事の請負契約を住友重機械工業株式会社（以下「住友重工」という。）と締結した。しかし、住友重工は、本件契約において定めた工期（平成 22 年 5 月末日）までにプラント設備を引き渡すことができなかつたため、平成 24 年 7 月、自らプラント設備の引渡期限（平成 25 年 8 月末日）を設定した。その後、平成 25 年 6 月、プラント設備の試運転において重大な不具合が発生したことから、本市は、住友重工から報告を受けた不具合の原因及び改善策の案について、学識経験者を交えて点検し、評価を行った。その結果、当該引渡期限までに住友重工がプラント設備を引き渡すことは不可能であると判断し、同年 8 月 5 日付で本件契約を解除した。

本市は、契約解除に伴い住友重工に対し施設全体の解体撤去、損害に係る賠償金の支払、工事請負代金の返金等を請求したが、住友重工はこれに応じようとしなかつたため、平成 26 年 3 月に京都地裁に訴えを提起した。これに対して住友重工は、同年 8 月、本市に対し、契約解除は無効であるなどとして、工事請負代金の残代金等の支払を求める反訴を提起した。

平成 28 年 5 月、京都地裁は、本市の請求及び住友重工の反訴請求をいずれも棄却する判決を言い渡した。そこで、本市は、当該判決のうち本市が敗訴した部分の取消し及び本市の請求の認容を求めるため、同年 6 月に大阪高裁に控訴を提起した。

大阪高裁における審理を経て、大阪高裁は、住友重工の履行遅滞により本市が行った契約解除が有効であり、そのうえで住友重工が本市に和解金を支払うこと等を内容とする和解の勧告を行った。本市において和解案の内容を慎重に検討した結果、本件訴訟の主要な争点について本市の主張が認められるとともに、住友重工から、既に受領している遅滞損害金と合わせて、総額で約 177 億円を受領することとなり、本市の損害約 167 億円を充足することから、平成 29 年 11 月市会において、訴訟上の和解について全会一致で可決し、平成 29 年 12 月 19 日に和解が成立した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「焼却灰溶融施設プラント設備工事」損害賠償等請求訴訟の和解について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 25 年 8 月 6 日	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設整備工事の契約解除について理事者報告及び質疑応答

平成 25 年 12 月 4 日	くらし環境委員会	「京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事 ただし、プラント設備工事」契約解除に伴 う住友重機械工業株式会社への損害賠償等 の請求について理事者報告及び質疑応答
平成 25 年 12 月 11 日	議案・審議結果	焼却灰溶融施設の契約解除に関する決議を 多数により可決
平成 25 年 12 月 24 日 平成 26 年 1 月 21 日	くらし環境委員会	「京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事 ただし、プラント設備工事」の損害賠償等 の請求後の状況について理事者報告及び質 疑応答
平成 26 年 2 月 4 日	くらし環境委員会	「京都市焼却灰溶融施設（仮称）建設工事 ただし、プラント設備工事」に係る損害賠 償等の督促後の状況について理事者報告及 び質疑応答
平成 26 年 2 月 20 日	本会議 代表質疑	焼却灰溶融施設について
平成 26 年 2 月 21 日	議案・審議結果	訴えの提起について全会一致で可決
平成 26 年 2 月 17 日 平成 26 年 2 月 24 日 平成 26 年 3 月 6 日	予算特別委員会	焼却灰溶融施設に係る訴訟等について質疑 応答
平成 26 年 3 月 17 日	議案・審議結果	焼却灰溶融施設の損害賠償等の請求に関す る決議を全会一致で可決
平成 26 年 9 月 9 日	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設に係る訴訟等について質疑 応答
平成 26 年 10 月 8 日 平成 26 年 10 月 17 日	決算特別委員会	焼却灰溶融施設に係る訴訟等について質疑 応答
平成 27 年 2 月 10 日 平成 27 年 8 月 18 日	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設に係る訴訟等について質疑 応答
平成 28 年 5 月 10 日	くらし環境委員会	京都市焼却灰溶融施設プラント設備工事に係 る損害賠償等請求訴訟について理事者報告
平成 28 年 5 月 30 日	くらし環境委員会	京都市焼却灰溶融施設プラント設備工事に 係る損害賠償等請求訴訟の判決言渡しにつ いて理事者報告及び質疑応答
平成 28 年 6 月 3 日	議案・審議結果	・控訴の提起について全会一致で可決 ・焼却灰溶融施設プラント設備工事に係る 損害賠償等請求訴訟の判決に関する決議を 全会一致で可決
平成 28 年 7 月 19 日	くらし環境委員会	焼却灰溶融施設に係る訴訟等について質疑 応答
平成 28 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	焼却灰溶融施設について

平成 28 年 10 月 4 日 平成 28 年 10 月 11 日 平成 28 年 10 月 17 日 平成 28 年 10 月 18 日	決算特別委員会	焼却灰溶融施設に係る訴訟等について質疑 応答
平成 29 年 11 月 30 日	予算特別委員会	訴訟上の和解について理事者報告及び質疑 応答
平成 29 年 12 月 8 日	議案・審議結果	訴訟上の和解について全会一致で可決

4 付帯決議

平成 25 年 9 月 30 日

議第 117 号 平成 25 年度京都市一般会計補正予算

焼却灰溶融施設は、本市にとって唯一の最終処分場である東部山間埋立処分地を長期にわたり活用していくため、技術的にも確立した有効な施設であるが、遺憾ながら住友重機械工業の技術力問題により契約解除に至った。

よって今後は、市民に対し、しっかり説明責任を果たすことはもとより、住友重機械工業に対しては「本市に対して一切の負担を掛けないよう真摯に対処する」とした約束を履行させるように毅然とした姿勢で対応するよう強く求める。

第 6 京都市宿泊税条例の制定について

1 概要

本市では、平成 28 年 3 月に策定した「はばたけ未来へ！京プラン」実施計画第 2 ステージにおいて、市民の安全・安心な生活をしっかりと支え、将来にわたり必要な施策・事業を実施することができるよう、持続可能かつ機動的で、特別の財源に依存しない、景気変動等にも耐え得る足腰の強い財政の確立を図っていくとし、そのためには、自主財源の拡充強化により、財政の自主性、安定性を高めていくことも重要であることから、「入浴客への新たな負担のあり方や超過課税等の課税自主権の活用」について検討していくこととした。

これを受けて、税やまちづくりに関する有識者、また市民公募委員にも参加いただき、「京都市住みたい・訪れたいまちづくりに係る財源の在り方に関する検討委員会」（以下「検討委員会」という。）を平成 28 年 8 月に設置した。

この検討委員会では、誰もが「京都に住んでいてよかった、住みたい、働きたい、訪れたい」と心から感じていただける「まちづくり」を一層進めていくため、新たな財源の在り方について、新税だけでなく、より幅広く、前提条件を付すことなく、あらゆる角度から議論を行った。

そして、約 1 年にわたる議論において、関係者へのヒアリングやパブリック・コメントでの意見も踏まえたうえで、宿泊税の創設を提案するとの答申が取りまとめられ、平成 29 年 8 月に検討委員会から本市に答申の提出があった。

その後、答申の内容を踏まえ、本市において具体的な制度設計を行い、国際文化観光都市としての魅力を高め、観光の振興を図ることを目的として、平成 29 年 11 月 2 日に「京都市宿泊税条例」を制定し、平成 30 年 10 月 1 日に施行した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市宿泊税条例
- ・ 宿泊税を財源として充実・強化する取組
- ・ 宿泊税条例を平成 30 年 10 月 1 日から施行します！

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 5 月 23 日	総務消防委員会	宿泊税の創設等について質疑応答
平成 29 年 8 月 21 日	総務消防委員会	宿泊税の具体的な制度設計等について質疑応答
平成 29 年 9 月 22 日	予算特別委員会	宿泊税条例の制定について質疑応答
平成 29 年 9 月 28 日 平成 29 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	宿泊税の導入について

平成 29 年 10 月 3 日 平成 29 年 10 月 4 日 平成 29 年 10 月 26 日 平成 29 年 10 月 27 日	決算特別委員会	宿泊税の課税方法等について質疑応答
平成 29 年 10 月 24 日	総務消防委員会	宿泊税の課税方法等について質疑応答
平成 29 年 11 月 2 日	議案・審議結果	京都市宿泊税条例を多数により可決
平成 30 年 2 月 22 日 平成 30 年 2 月 23 日	本会議 代表質問	宿泊税の導入等について
平成 30 年 2 月 26 日 平成 30 年 2 月 27 日 平成 30 年 3 月 9 日	予算特別委員会	宿泊税の見える化等について質疑応答
平成 30 年 3 月 13 日	総務消防委員会	宿泊税の徴収等について質疑応答

4 付帯決議

平成 29 年 11 月 2 日

議第 76 号 京都市宿泊税条例の制定について

- 1 税の公平性、公正性を担保するため、急増する民泊をはじめ違法に営業している宿泊施設への宿泊を確実に捕捉し、宿泊税を徴収すること。
- 2 宿泊税の代行徴収及び納付ができる第三者納付について、民泊仲介事業者に働き掛け、その活用を図ること。
- 3 宿泊税収入については、住んでよし、訪れてよしのまちづくりに資する事業に活用し、市民はもとより、納税者である宿泊者、さらには特別徴収義務者となる宿泊施設の運営事業者に、宿泊税の効果を実感いただけるよう取り組むとともに、決算及び使途が明確になるよう、透明性を確保し、議会及び市民への情報公開を行うこと。
- 4 簡易宿所をはじめとした中小、零細事業者をはじめ、宿泊事業者の納税事務の簡素化と支援に取り組むこと。
- 5 日本国内はもとより、世界に向けて、宿泊税の主旨及び徴収内容について広報し、宿泊事業者へ負担となることのないよう努めること。
- 6 条例施行後の状況を早急に把握し、必要がある場合は適切に対応するため、条例の施行の 1 年 6 箇月後に、条例の施行の状況、社会経済情勢の変化等を勘案し、宿泊税に係る制度について検討を加え、必要があるときは、早急にその結果に基づいて所要の措置を講じること。

第 7 大政奉還 150 周年記念プロジェクトの実施について

1 概要

平成 29 年は、武家政権が終わりを告げ、新しい国づくりへの転換期となった慶応 3 年（1867 年）の「大政奉還」から 150 年の節目であった。

そこで、本市では、この機を捉え、「大政奉還 150 周年記念プロジェクト」を実施することとした。具体的には、幕末維新に京都で活躍した先人たちとゆかりを持つ都市に参画を呼びかけ、相互に交流・連携を図りながら、(1)幕末の京都で活躍した先人たちの歩みの再評価、(2)幕末維新をテーマとした文化・観光等の振興、そして(1)(2)を通じた「都市間連携による地方創生」のモデルの構築を目的とした記念事業を実施し、本プロジェクトを通して、国の将来を案じて行動した先人たちの歴史に学び、地域でつながりながら、未来に活かす取組を進めた。本プロジェクトで行われた主な事業は以下のとおりである。

- ① 幕末維新スタンプラリー（全国版）の実施（平成 29 年 1 月～12 月）
- ② 京都幕末維新スタンプラリー（市内版）の実施（平成 29 年 8 月～平成 30 年 1 月）
- ③ 全区役所において、区民講座「私のまちの幕末維新」の開催（平成 29 年 9 月～平成 30 年 1 月）
- ④ 大政奉還 150 周年記念幕末サミットの実施（平成 29 年 10 月 13 日）
- ⑤ 二条城ライトアップの実施（平成 29 年 10 月 13 日～22 日）
- ⑥ 「京都・明治 150 年」記念シンポジウム『～大政奉還から明治へ～「京都の町衆と岩倉・西郷」』の開催（平成 30 年 3 月 8 日）

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「大政奉還 150 周年記念プロジェクト」 — 歴史に学び、地域でつながり、未来に活かす —
- ・ 幕末維新ガイドブック「改訂版」の発行“新たに大阪市が参画”
- ・ 「京都ガイドマップ」の発行とスタンプラリーの実施について
- ・ 区民講座「私のまちの幕末維新」の開催について
- ・ 大政奉還 150 周年記念幕末サミットと二条城ライトアップの実施について
- ・ 「京都・明治 150 年」記念シンポジウム『～大政奉還から明治へ～「京都の町衆と岩倉・西郷」』の開催について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 4 月 25 日	文化環境委員会	大政奉還 150 周年記念プロジェクトの実施について説明
平成 29 年 5 月 19 日	本会議 代表質問	明治 150 年の節目に向けた取組について
平成 29 年 9 月 22 日	予算特別委員会	明治 150 年・京都の奇跡プロジェクトの実施について質疑応答
平成 29 年 10 月 26 日	決算特別委員会	明治 150 年の事業と大政奉還 150 周年事業との関係について質疑応答

第 8 京都市中央卸売市場の整備について

1 概要

京都市中央市場は、全国初の中央卸売市場として昭和 2 年に開設して以来 90 年にわたり、市民の皆様をはじめとした消費者の安全・安心な食生活を支えるとともに、「京の食文化」の創造と発信にも重要な役割を果たしてきた。

しかしながら、主要建築物が築後 30 年以上を経過し、老朽化が進む中、物流の高度化や更なる安全・安心の確保など、今日求められる社会的ニーズに十分に対応することが困難な状況にある。

このため、本市場が、将来にわたって、生産者に選ばれ続け、消費者に安全・安心な生鮮食料品等を安定的に提供するとともに、国内外の観光客に「京の食文化」の魅力を広く発信できるよう、平成 27 年 3 月に「京都市中央市場施設整備基本計画」を策定し、平成 29 年 5 月には、再整備の第一歩となる新水産棟の実施設計を取りまとめた。

さらに、平成 29 年 12 月 17 日に開催した「開設 90 周年記念式典」において、本市中央市場の役割を再認識し、将来に繋げていくため、場内事業者と開設者である本市との連名で「京都市中央市場宣言」を行った。

また、本市では、平成 27 年 3 月に策定した「京都駅西部エリア活性化将来構想」において、京都市中央卸売市場第一市場の施設整備に伴い生み出される七条通に面した土地を「賑わいゾーン」と位置付け、新たな賑わいを創出するために活用することとしてきた。平成 28 年 11 月に「京都市中央卸売市場第一市場「賑わいゾーン」の活用に係る契約候補事業者選定委員会」を設置し、「賑わいゾーン」を活用する事業の提案を広く募集のうえ、契約候補事業者の選定に向けた審議を行った結果、平成 29 年 8 月にスターツコーポレーション株式会社を選定し、同年 10 月には、基本協定書の締結式を執り行った。

一方、昭和 44 年に、と畜場併設の食肉専門の中央卸売市場として開設された京都市中央食肉市場においては、世界最高水準の衛生管理を実現し、「安全・安心・高品質」な食肉を提供するとともに、国産牛肉の海外輸出を促進するため、平成 27 年 9 月から市場の建替え再整備工事を進め、平成 30 年 3 月に、新施設市場本棟が完成した。これを記念し、平成 30 年 3 月 28 日に開催した「京都市中央食肉市場」の竣工式において、「京都市中央食肉市場宣言」を行った。この宣言は、市民や観光客をはじめ、世界に安全・安心・高品質で美味しいお肉を届ける使命を果たしていくため、食肉関係団体と開設者である本市との連名で行ったものである。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市中央卸売市場第一市場 新水産棟整備基本設計
- ・ 京都市中央市場宣言
- ・ 基本協定書の概要
- ・ 「京都市中央食肉市場」竣工式の開催について
- ・ 京都市中央食肉市場宣言

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 5 月 24 日	産業交通水道委員会	京都市中央卸売市場第一市場 新水産棟整備に係る基本設計について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 8 月 25 日	産業交通水道委員会	中央卸売市場における販わいゾーンの事業者決定について質疑応答
平成 29 年 9 月 28 日	本会議 代表質問	中央卸売市場における販わいゾーンの事業者決定について
平成 29 年 10 月 4 日	決算特別委員会	中央卸売市場第一市場及び第二市場の再整備について質疑応答
平成 29 年 10 月 25 日	産業交通水道委員会	京都市中央卸売市場第一市場内敷地の一部範囲における土壌汚染対策法に基づく区域指定について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 2 月 19 日 平成 30 年 3 月 9 日	予算特別委員会	中央卸売市場第一市場及び第二市場の再整備について質疑応答

第 9 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の制定等について

1 概要

近年、インターネット上の仲介事業者を介し、本来は宿泊施設ではない住宅等を、宿泊施設として旅行者に有料で提供する「民泊」が急増している。

国においては、宿泊施設の適正な運営を確保するため、平成 29 年 6 月に住宅宿泊事業法（いわゆる「民泊新法」）を制定するとともに、旅館業法を改正し、併せて平成 30 年 6 月から施行することとなった。

京都市においても、外部有識者による「京都市にふさわしい民泊の在り方検討会議」における検討、市民、企業及び関係団体等からの意見募集の実施、さらには平成 30 年 2 月市会における集中審議を経て、市民生活に影響を及ぼす迷惑行為の防止と宿泊客の安全安心の確保等に向け、「民泊」等の適正な運営等について、条例をはじめとする独自ルールを制定した。

具体的には、住居専用地域での住宅宿泊事業の営業を原則 1 月 15 日から 3 月 15 日までとする期間制限及び事業者が宿泊施設内に駐在しない場合はおおむね 10 分以内に到着可能な場所に管理者を置く「駆け付け要件」などを主な内容とする「京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例」及び「京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例」を、平成 30 年 3 月 6 日に制定し、それぞれ同年 3 月 15 日に一部施行し、前者は同年 6 月 15 日に、後者は同年 9 月 15 日に全部施行した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例
- ・ 京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部改正条例（新旧対照表）
- ・ 「民泊」の適正な運営を確保するための条例を制定しました！！
- ・ ご近所に民泊ができることになったら・・・

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 4 月 25 日 平成 29 年 5 月 23 日 平成 29 年 6 月 7 日 平成 29 年 6 月 21 日 平成 29 年 7 月 5 日 平成 29 年 8 月 9 日 平成 29 年 10 月 24 日	教育福祉委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「民泊」に対する本市の取組等について質疑応答 ・ 京都市の「民泊」の適正な運営等に関する新たなルール（案）に関する市民意見の募集について理事者報告及び質疑応答 ・ 「京都市の「民泊」の適正な運営等に係る新たなルール（案）」に対する市民意見

平成 29 年 11 月 8 日 平成 29 年 12 月 1 日 平成 30 年 1 月 24 日 平成 30 年 2 月 7 日		募集の結果等について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 4 月 26 日 平成 29 年 7 月 7 日 平成 29 年 8 月 25 日 平成 29 年 10 月 25 日 平成 29 年 12 月 22 日 平成 30 年 1 月 26 日	産業交通水道委員会	・「民泊」に対する本市の取組等について 質疑応答
平成 29 年 10 月 4 日 平成 29 年 10 月 5 日 平成 29 年 10 月 6 日 平成 29 年 10 月 26 日 平成 29 年 10 月 27 日	決算特別委員会	・「民泊」に対する本市の取組等について 質疑応答
平成 29 年 11 月 30 日	予算特別委員会	・「民泊」対策の強化等について質疑応答
平成 30 年 2 月 16 日	予算特別委員会 (集中審査)	・「民泊」関連議案について質疑応答 ※「民泊」に関する課題等が各局にまたがっており、また、市民的にも社会的にも関心が高い状況にあるため、関係する全ての部局を集めて集中審査を実施した。
平成 30 年 2 月 23 日	議案・審議結果	・京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例を多数により修正可決 ・京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する条例の一部を改正する条例を多数により可決

4 修正案

平成 30 年 2 月 23 日

議第 169 号 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の制定についての一部を次のように修正する。

第 5 条第 3 項中「参加すること等」を「参加すること、地域住民との間で住宅宿泊事業の運営に関する協定を締結すること等」に改める。

5 付帯決議

平成 30 年 2 月 23 日

議第 141 号 平成 29 年度京都市一般会計補正予算

議第 169 号 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例の制

定について

議第170号 京都市旅館業法に基づく衛生に必要な措置及び構造設備の基準等に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

住宅宿泊事業法の施行により、これまでとは異なる形態で宿泊事業が運営され、市民の生活に影響を及ぼすことが予想されている。

については、民泊関連条例の施行に当たっては、事業者が法令等や届出等の内容に照らし適正に管理運営しているかの監視指導を強化するとともに、防火対策の徹底はもちろんのこと、防音対策も積極的に指導し、法令等を守らず市民生活を脅かす事業者に対しては断固とした措置を採るなど、下記の事項を含め、市民生活への影響を最小限にするよう努めること。

- 1 条例運用に当たっては、全庁横断的な協力体制を構築し、円滑な運用に努めること。
- 2 京都市住宅宿泊事業の適正な運営を確保するための措置に関する条例第 12 条第 7 項における、いわゆる駆け付け要件の市長特例については慎重に運用すること。
- 3 条例の施行後の状況を的確に把握し、必要な見直しを行う等、実情に即した運用に努めること。
- 4 近隣住民の通報等で駆け付ける現地対応管理者の実効性を担保するために必要な要件や遵守事項についてガイドラインに明記すること。
- 5 ごみ処理方法については、適切な処理に加え、周辺住民の生活環境にも配慮を求めること。
- 6 住居専用地域の京町家において特例措置が図られたが、それ以外の地域でも「京町家の保全及び継承に関する条例」の趣旨に鑑み、住宅宿泊事業も活用して京町家保全が進む施策を検討すること。

第 10 京都市京町家の保全及び継承に関する条例の制定について

1 概要

本市では、京都の歴史、生活文化及び町並み景観の象徴である京町家の保全及び継承に向け、これまで、多様な主体と連携して、様々な取組を行ってきた。

しかしながら、今もなお、京町家は、年間約 2%の割合で滅失が進行し、京町家の空き家率も 14%を超えている。

このような状況を踏まえ、平成 28 年度に「京都市京町家保全・活用委員会」を設置し、「京町家の保全及び活用に関する基本的な方針の在り方」及び「京町家の解体を事前に把握し、保全及び活用に繋げる仕組み」について、議論を重ねてきた。そして、同委員会からの答申を踏まえ、京町家の保全及び継承を推進するための条例を制定することとし、条例骨子（案）について市民意見を募集したうえで、平成 29 年 11 月 2 日に、「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」を制定し、同月 16 日（一部平成 30 年 5 月 1 日）に施行した。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市京町家の保全及び継承に関する条例
- ・ 京町家を未来へ 「京都市京町家の保全及び継承に関する条例」（京町家条例）のあらまし

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 4 月 26 日	まちづくり委員会	京町家の保全、継承について質疑応答
平成 29 年 5 月 23 日	まちづくり委員会	「京都市京町家の保全及び継承に関する条例（仮称）」骨子（案）に関する市民意見の募集について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 7 月 20 日	まちづくり委員会	「京都市京町家の保全及び継承に関する条例（仮称）」骨子（案）に関する市民意見募集の結果について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 10 月 24 日	まちづくり委員会	京町家の保全、継承について質疑応答
平成 29 年 11 月 2 日	議案・審議結果	京都市京町家の保全及び継承に関する条例を多数により可決
平成 30 年 2 月 27 日	予算特別委員会	京町家の保全、継承について質疑応答

第 11 交通事業における増収増客に向けた取組について

1 概要

交通局では、平成 28 年 8 月に、平成 28 年度から 31 年度までの 4 年間を取組期間とする「市バス・地下鉄中期経営方針」を策定し、地下鉄事業の経営改善、市バス事業の自立経営の堅持により、将来にわたって「市民の足」としての役割を果たしていくことを基本方針として、駅ナカビジネスをはじめとする積極的な増収・増客策の推進、また、路線・ダイヤや IC サービスの充実等による利便性の向上やお客様サービスの向上に取り組んできた。

その結果、平成 28 年度決算において、地下鉄事業では、1 日当たりの旅客数は、平成 21 年度の 32 万 7 千人から 5 万 2 千人増の 37 万 9 千人となり、経営健全化計画に掲げた平成 30 年度の 5 万人増客目標を 2 年前倒しで達成し、運輸収益は、前年度比 5 億円の増収となった。また、経常損益は、16 億円の黒字となり、地下鉄を開業した昭和 56 年度以来の黒字となった平成 27 年度に引続き、2 年連続で黒字を計上した。市バス事業では、集客施設へのアクセス強化や路線・ダイヤの充実等により更なるお客様の利便性向上を図るなど、「攻めの経営」をより一層推進したことにより、1 日当たりの旅客数は、前年度比 9 千 6 百人増の 36 万 3 千人と、大幅に増加した。その結果、運送収益は、前年度比 5 億 4 千 9 百万円の増収、経常損益は、前年度を 3 億円上回る 27 億円の黒字となり、一般会計からの任意補助金に頼らない「自立した経営」を引き続き堅持した。

平成 29 年度においては、平成 31 年度までに「地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人」を達成することを新たな目標に掲げ、ICOCA 定期券及び IC カードによる乗継割引をはじめとする利便性向上や、積極的な駅ナカビジネスの展開による地下鉄の魅力向上、市バスの路線・ダイヤの充実、区役所・地域や商業施設等との積極的な連携による利用促進策等、地下鉄と市バスのネットワークを活用し、引き続き利便性の向上に取り組み、更なる増客を図った。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 「母の日 地下鉄パンまつり」の開催について
- ・ 京都学生祭典 15th アニバーサリーフェスタ in 右京 feat. 地下鉄東西線 20 周年記念の開催について
- ・ 「kotochika 御池」にローソンがオープンします！
- ・ 地下鉄 5 万人増客達成イベントの開催について
- ・ 平成 29 年度「京都市地下鉄 5 万人増客推進本部会議」及び「京都市地下鉄・市バスお客様 1 日 80 万人推進本部会議」の開催について
- ・ 「チーム『電車・バスに乗るっ』」設立総会の開催について
- ・ ～地下鉄東西線開業 20 周年記念～「電車・バス ファン感謝祭 in みやこめっせ」の開催について
- ・ 新しい一日乗車券等の発売及び現行乗車券の取扱いについて
- ・ 駅ナカ商業空間「kotochika 北大路」の開業について
- ・ 京都市交通局と阪急電鉄の連絡定期券の発売について
- ・ 京都市交通局と西日本旅客鉄道株式会社の連絡定期券の発売について

- ・ 平成 30 年 3 月実施の市バス新ダイヤについて
- ・ 平成 30 年 3 月実施の地下鉄新ダイヤについて
- ・ 「ZOO っと一緒！地下鉄パンまつり in 岡崎」の開催について

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 4 月 26 日	産業交通水道委員会	【質疑応答】 「市バスの乗車環境を考える懇話会」について
平成 29 年 5 月 24 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 「市バスの乗車環境を考える懇話会」の設置について
平成 29 年 6 月 23 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 「市バスの乗車環境を考える懇話会」の第 1 回開催内容等について
平成 29 年 7 月 7 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・ 地下鉄における優先座席エリアのリニューアル及び車両扉への指詰め警告テープの設置について ・ 「市バスの乗車環境を考える懇話会」の第 2 回開催内容等について
平成 29 年 8 月 10 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・ 「新風館跡地」建設予定の複合商業施設と地下鉄烏丸御池駅との地下接続について ・ 地下鉄東西線西大路御池駅 4 番出入口における新たな通行口の設置について ・ 市バス・京都バス一日乗車券カード等の価格案及び市バスの前乗り後降り方式の実証実験案について ・ 第 1 回「京都市交通局市バス・地下鉄経営ビジョン検討委員会」の開催について
平成 29 年 8 月 25 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・ 北大路バスターミナルのリニューアルについて ・ 市バス・京都バス一日乗車券カード等の新価格等及びトラフィカ京カードにおける乗継割引額の拡充（案）について
平成 29 年 9 月 28 日 平成 29 年 9 月 29 日	本会議 代表質問	・ 次期交通局経営ビジョンの策定について ・ 市バス・京都バス一日乗車券カードについて

日 付	会議種別等	概 要
		・市バス・地下鉄事業における今後の取組について
平成 29 年 10 月 25 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 市バス・京都バス一日乗車券カード等の新名称（案）について
平成 29 年 11 月 29 日	本会議 代表質問	・市バス・地下鉄の更なる増収増客に向けた取組について
平成 29 年 12 月 4 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・地下鉄烏丸線車両の新造にかかるデザイン懇談会の開催について ・市バスの「前乗り後降り方式」実証実験の追加実施について
平成 29 年 12 月 22 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・「京都市交通局市バス・地下鉄事業経営ビジョン検討委員会」の第 2 回審議内容等について ・「市バスの乗車環境を考える懇話会」の第 5 回開催内容等について ・新しい一日乗車券等の発売及び現行乗車券の取扱いについて
平成 30 年 1 月 12 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・市バスの「前乗り後降り方式」実証実験の調査結果について ・「地下鉄烏丸線車両の新造にかかるデザイン懇談会」の第 1 回意見聴取内容等について
平成 30 年 1 月 26 日	産業交通水道委員会	【理事者報告及び質疑応答】 ・市バス車内案内モニターにおける案内表示の充実について ・「地下鉄－JR 西日本」及び「地下鉄－阪急電鉄」の連絡定期券の発売開始について ・「Kotochika 北大路」の開業について
平成 30 年 2 月 27 日 平成 30 年 2 月 28 日 平成 30 年 3 月 12 日	予算特別委員会	【質疑応答】 市バス・地下鉄の更なる増収増客に向けた取組について
平成 30 年 3 月 14 日	産業交通水道委員会	【質疑応答】 市バス・地下鉄の更なる増収増客に向けた取組について

第 12 小中一貫教育の取組及び義務教育学校の設置について

1 概要

子どもたちに「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」を育み、一人一人の可能性を最大限に伸ばすためには、急速な社会の変化や子どもたちの心身の発達状況の変化に、教育内容や方法を的確に対応させながら、教育活動を進めることが必要である。こうした観点から、本市では、小学校と中学校の学び・育ちを義務教育 9 年間の連続性の下で捉え直し、平成 23 年度から中学校区ごとの状況に応じた小中一貫教育を全ての中学校区で展開し、教職員、子どもたち、保護者・地域の視点からも多くの成果が認められた。

こうした中、本市をはじめとする全国の学校現場の実践の高まりを受けて、学校教育法が改正され、平成 28 年 4 月からは、一人の学校長の下で小学校と中学校の機能を併せ持つ「一つの学校」として、小中一貫教育を進める新たな学校（法令上「義務教育学校」という。）が位置付けられた（平成 29 年度現在、全国で 48 校設置済）。

本市では、平成 30 年 4 月、学校長が一人であるなどこれまでから実質的に義務教育学校の条件を備えていた小学校・中学校を、義務教育学校へ移行した。これらの学校では、これまでの小中一貫教育の実践をベースに、「子どもたちの 9 年間の学びと育ち」の充実に向けて取組を推進し、その成果を発信していく。

2 資料（市会ホームページに掲載）

- ・ 京都市小中一貫教育ガイドライン（試案）について
- ・ 京都市の小中一貫教育 ～「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の育成に向けて～
- ・ 平成 30 年 4 月 京都市の小中一貫教育が新たなステージに！

3 市会の動き

日 付	会議種別等	概 要
平成 29 年 5 月 23 日	教育福祉委員会	向島中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約等について質疑応答
平成 29 年 5 月 30 日	議案・審議結果	向島中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約等を多数により可決
平成 29 年 6 月 21 日	教育福祉委員会	京北の小中一貫教育校について質疑応答
平成 29 年 7 月 5 日	教育福祉委員会	小中一貫教育の取組について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 8 月 9 日	教育福祉委員会	京北地域小中一貫教育校検討協議会について理事者報告及び質疑応答
平成 29 年 10 月 24 日	教育福祉委員会	向島中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約等の変更について質疑応答

平成 29 年 11 月 2 日	議案・審議結果	向島中学校区小中一貫教育校施設新築工事請負契約等の変更を多数により可決
平成 29 年 10 月 5 日	決算特別委員会	小中一貫教育の取組について質疑応答
平成 29 年 12 月 1 日	教育福祉委員会	義務教育学校の設置について質疑応答
平成 29 年 12 月 8 日	議案・審議結果	京都市立義務教育学校条例を多数により可決
平成 29 年 12 月 20 日	教育福祉委員会	京北地域小中一貫教育校に関する説明会・検討協議会等について理事者報告及び質疑応答
平成 30 年 2 月 7 日	教育福祉委員会	今後の義務教育学校に係る取組について質疑応答

資 料

第1 平成29年度 市会本会議・常任委員会等開会数一覽

本 会 議, 市 会 運 営 委 員 会 等														
	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	計	備考(内数)
本会議	1	4	0	1	0	4	1	4	1	0	3	1	20	
市会運営委員会	2	9	0	3	0	6	1	5	3	0	4	3	36	理事会14回
常 任 委 員 会 (討 論 結 了 等 含 む)														
総務消防委員会	1	2	2	2	1	1	1	2	3	2	1	2	20	実地視察2回
文化環境委員会	1	1	2	2	1	1	1	1	3	2	1	2	18	実地視察2回
教育福祉委員会	1	2	2	2	2	1	1	2	3	2	1	2	21	実地視察2回
まちづくり委員会	1	2	2	2	2	0	1	2	3	2	1	2	20	実地視察0回
産業交通水道委員会	1	2	2	1	2	0	1	1	3	2	0	2	17	実地視察1回
計	5	9	10	9	8	3	5	8	15	10	4	10	96	
予 算・決 算 特 別 委 員 会 (討 論 結 了 等 含 む)														
予算特別委員会	0	4	0	0	0	8	0	8	0	0	21	12	53	小委員会2回
														第1分科会12回
														第2分科会13回
														第3分科会12回
決算特別委員会	0	0	0	0	4	15	1	0	0	0	0	0	20	第1分科会5回
														第2分科会5回
														第3分科会5回
計	0	4	0	0	0	12	15	9	0	0	21	12	73	
そ の 他														
市会改革推進委員会	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	4	

第 2 平成 29 年度 請願等受理及び処理件数一覧

区分 委員会別		請 願									陳情 受理 件数
		受 理 件 数			処 理 件 数					繼 続	
		繰越し	新	計	採択	不採択	審議未了	取下げ	計		
29年度	総務消防	0	3	3	0	1	2	0	3	0	8
4/25	文化環境	0	3	3	0	3	0	0	3	0	22
	教育福祉	0	6	6	1	1	4	0	6	0	8
3/23	まちづくり	0	3	3	0	0	0	0	0	3	16
	産業交通水道	0	1	1	1	0	0	0	1	0	5
	計	0	16	16	2	5	6	0	13	3	59

第 3 平成 29 年度 市会本会議における議案審議件数一覧

区分 会 期		議員提出議案				市長提出議案					合 計	
		条 例	意 決 見 書 議	そ の 他	小 計	条 例	予 算	決 算	そ の 他	小 計		
定例会	4/25 (4月開会市会)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
定例会	5/16 (5月市会) ~5/30	1	6	0	7	6	1	0	30	37	88	
定例会	7/18 (7月特別市会)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
定例会	9/21 (9月市会) ~11/2	0	12	0	12	6	3	20	29	58	140	
定例会	11/24 (11月市会) ~12/8	0	3	0	3	7	7	0	20	34	74	
定例会	2/16 (30年2月市会) ~3/20	1	13	1	15	54	25	0	23	102	234	
合 計		2	34	1	37	73	36	20	102	231	536	
審議結果		可決 ^{※1}	2	17	1	20	72	35	0	102	209	458
		認定 ^{※2}	0	0	0	0	0	0	20	0	20	40
		修 正	0	0	0	0	1	1	0	0	2	4
		繼 続	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		否 決	0	17	0	17	0	0	0	0	0	34
		撤 回	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

注 原案に対する修正案が提出されたが否決され、原案が可決された場合は、原案のみ件数に数えている（修正案は件数に含めていない。）。

※1 同意又は可と認める場合を含む。

※2 承認を含む。

第4 平成29年度 月別・

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
00 総記			1		1	1		
10 哲学	1							
20 歴史・地理			1	2	1	1		2
3 社会 科学	0 総記						1	
	1 政治		2	5	1	1	2	
	(18)地方自治	3	4	4	4	3	3	5
	2 法律			1		1		1
	3 経済		1		3	2	2	1
	4 財政		2	1	1	2	2	2
	5 統計		2		1			1
	6 社会	7		4	2	4	4	3
	7 教育	2		1	1		1	
	8 風俗・習慣						1	
9 国防・軍事					1		1	
小計	12	11	16	13	14	13	16	14
40 自然科学	1				2			
50 工学	5	3	1	1	1			
60 産業	4	2	2	4		4	3	
70 芸術	1		1		2	3	1	2
80 語学		1						
90 文学					1	1		
*別置図書	1		1		2	3	2	4
合計	25	17	23	20	24	26	22	22
除籍冊数	0	0	0	562	265	1,395	2,496	1,058

(*別置図書：白書，六法，年鑑，辞書，地図など)

分類別 蔵書数一覽

(単位：冊)

12月	1月	2月	3月	受入数 合計	除籍 合計	差引 増加数	28年度末 蔵書数	29年度末 蔵書数
1		1		5	4	1	845	846
2		2		5	21	▲ 16	680	664
1	1	1	1	11	149	▲ 138	2,104	1,966
				1	252	▲ 251	397	146
2	2	1	1	17	1,052	▲ 1,035	1,908	873
2	4	8	6	48	552	▲ 504	2,546	2,042
1	1	1	1	7	964	▲ 957	3,100	2,143
2	5	1		20	1,033	▲ 1,013	1,658	645
		2	1	16	1,498	▲ 1,482	1,651	169
		1		5	80	▲ 75	248	173
6		2	8	45	632	▲ 587	2,444	1,857
		1	1	7	29	▲ 22	749	727
				1	0	1	240	241
				2	13	▲ 11	76	65
13	12	17	18	169	6,105	▲ 5,936	15,017	9,081
				3	12	▲ 9	364	355
1	1	2	4	19	4	15	780	795
1	3	2	4	29	10	19	481	500
	1			11	4	7	261	268
			1	2	3	▲ 1	216	215
				2	9	▲ 7	161	154
	8	2		23	1,932	▲ 1,909	2,384	475
19	26	27	28	279				
1,646	608	152	71		8,253	▲ 7,974	23,293	15,319

第5 平成29年度 月別・分類別

分類	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
00 総記					2	5	
10 哲学		1			1	1	
20 歴史・地理	3	4	6	3	2	2	3
3 社 会 科 学	0 総記			1		1	
	1 政治		3	2		3	3
	(18)地方自治	4	3	4	7	4	8
	2 法律	4	7	3	1	10	4
	3 経済		2				3
	4 財政				4		1
	5 統計						
	6 社会	1	1	1	3	3	5
	7 教育	2	3				
	8 風俗・習慣						1
9 国防・軍事							
小計	11	19	10	16	17	26	23
40 自然科学				2			
50 工学	1	7	7	2	6	8	2
60 産業		4		1	6	7	6
70 芸術					1	3	2
80 語学				1			
90 文学				1			
* その他	2	5	2	7	4	9	11
合計	17	40	25	33	39	61	47

(*その他：雑誌、白書、その他資料類)

図書及び資料貸出状況一覽

(単位：冊)

11 月	12 月	1 月	2 月	3 月	29年度 合 計	28年度 合 計	増△減
					7	5	2
	1	5	2		11	0	11
11	1	4	3	12	54	7	47
					2	2	0
4				1	16	19	▲ 3
6	1	4	15	1	58	26	32
1	1	1	11		51	63	▲ 12
3			1		12	19	▲ 7
1	5		3	1	15	13	2
					0	1	▲ 1
1	3	2	2		30	36	▲ 6
1	2	3		1	12	12	0
					1	2	▲ 1
					0	1	▲ 1
17	12	10	32	4	197	194	3
					2	7	▲ 5
3	4	4	4	1	49	14	35
5	1	1	5	2	38	10	28
1		2			9	30	▲ 21
					1	0	1
		1			2	1	1
19	15	10	8	2	94	72	22
56	34	37	54	21	464	340	124